

# 人事委員会報

第89号

平成29年度

宮城県人事委員会

# 目 次

[平成 29 年度版]

## I 人事委員会

1 委員の構成	1
2 会議の開催状況	1
3 人事委員会規則等の制定改廃状況	10
4 条例の制定改廃に関する意見の申出状況	14

## II 事務の概要

1 職員採用試験等事務	16
第1表 平成 29 年度職員採用試験（定例試験）の概要	19
第2表 職員採用試験実施状況	21
第3表 職員採用試験（定例試験）受験申込者数等の推移（平成 20 年度以降）	24
第4表 平成 29 年度職員採用選考考査実施状況	26
第5表 平成 29 年度採用・転任選考承認状況	28
第6表 平成 29 年度職員採用状況	29
第7表 平成 29 年度昇任選考実施状況	30
2 職員の給与等に関する報告及び給与に関する勧告	31
3 公平審査事務	41
4 公平委員会受託事務	44
5 公立学校の学校医等の公務災害補償審査事務	44
6 職員団体等関係事務	45
7 勤務時間等関係事務	48
8 労働基準監督関係事務	49



### [その他]

◎ 事務局の組織及び事務分掌	55
----------------	----

# I 人事委員会

## 1 委員の構成

職名	氏名	就任年月日	備考
委員長	小川竹男	平成26年7月13日	
委員 (委員長代理)	佐藤裕一	平成13年7月11日	
委員	秋田次郎	平成27年7月14日	

## 2 会議の開催状況

平成29年度の人事委員会会議は第1551回から第1572回まで22回開催され、その内容は次のとおりである。

### (1) 総括

年月 区分	平成29年									平成30年			計	
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
開催回数	1	2	1	1	2	4	1	3	2	1	2	2	22	
議事 事項 数	議案	6		3		5	2	4	9	19	1	7	15	71
	審理	1	4	1	1	1	3	3	7	4	2	5	4	36
	協議						2							2
	報告	3	3		1	4	4	2	1	1	1	1	1	22
	その他		2	2	4	2	12	3	4	1		2	1	33
計	10	9	6	6	12	23	12	21	25	4	15	21	164	

## (2) 付議内容別議事事項

		議 案	審 理	協 議	報 告	そ の 他	計
総務関係	条 例 意 見						
	規則等の制定改廃	2					2
	そ の 他	1			2		3
	小 計	3			2		5
公平審査 勤務条件 関 係	措 置 の 要 求	1	1		1	1	4
	不 服 申 立 て	10	35				45
	休 暇 の 承 認						
	条 例 意 見	1					1
	規則等の制定改廃	4					4
	そ の 他	2			6	2	10
	小 計	18	36		7	3	64
任用関係	採 用	13			3	17	33
	昇 任				2		2
	条 例 意 見	1					1
	規則等の制定改廃	2					2
	そ の 他						
	小 計	16			5	17	38
給与関係	報 告 ・ 勸 告	1		2	7	5	15
	条 例 意 見	6					6
	規則等の制定改廃	26					26
	そ の 他	1			1	8	10
	小 計	34		2	8	13	57
合 計		71	36	2	22	33	164

(3) 開催回数別議事内容

回数	開催年月日	議 事
1551	29. 4. 13 (木)	<p>(議 案)</p> <p>1 第 68 回宮城県職員採用試験 (大学卒業程度) の実施について</p> <p>2 宮城県職員採用試験 (大学卒業程度・民間企業等職務経験者) の実施について</p> <p>3 第 68 回宮城県職員採用試験 (短期大学卒業程度) 及び第 75 回宮城県職員採用試験 (高等学校卒業程度) の実施について</p> <p>4 第 92 回警察官 A 採用試験及び第 93 回警察官 B 採用試験の実施について</p> <p>5 勤務条件に関する措置の要求について</p> <p>6 人事委員会規則 11—2 (公平委員会の事務委託地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則) の一部改正について</p> <p>(審 理)</p> <p>① 平成 27 年 (不) 第 2 号事案について (第 19 回審理)</p> <p>(報 告)</p> <p>① 公平委員会の事務の受託について</p> <p>② 平成 29 年職種別民間給与実態調査について</p> <p>③ 平成 28 年度職員採用試験実施結果について</p>
1552	29. 5. 17 (水)	<p>(審 理)</p> <p>① 平成 27 年 (不) 第 2 号事案について (第 20 回審理)</p> <p>② 平成 28 年 (審) 第 1 号事案について (第 3 回審理)</p> <p>③ 平成 28 年 (措) 第 1 号事案について (第 1 回審理)</p> <p>(報 告)</p> <p>① 平成 28 年度における苦情相談の状況について</p> <p>② 平成 28 年度における解雇予告除外認定の状況について</p> <p>③ 選考考査 (前期日程) の概要について</p> <p>(その他)</p> <p>① 公務公共サービス労働組合協議会からの要請について</p> <p>② 公務労組連絡会等からの要請について</p>
1553	29. 5. 31 (水)	<p>(審 理)</p> <p>① 平成 27 年 (不) 第 2 号事案について (第 21 回審理)</p>
1554	29. 6. 20 (火)	<p>(議 案)</p> <p>7 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例案に対する意見について</p> <p>8 不利益処分に関する不服申立てについて</p> <p>9 第 11 回全国和牛能力共進会宮城大会実施本部設置規程の制定について</p>

回数	開催年月日	議 事
		(審 理) ① 平成 28 年 (審) 第 1 号事案について (第 4 回審理) (その他) ① 平成 29 年度宮城県職員採用試験 (大学卒業程度) 申込状況について ② 平成 29 年度警察官 A 採用試験申込状況について
1555	29. 7. 12 (水)	(審 理) ① 平成 28 年 (審) 第 1 号事案について (第 5 回審理) (報 告) ① 第 88 号 (平成 28 年度) 人事委員会報について (その他) ① 宮城県官公労働組合連絡協議会等からの要請について ② 平成 29 年度宮城県職員採用試験 (大学卒業程度) の実施状況等について ③ 平成 29 年度警察官 A 採用試験の実施状況等について ④ 平成 28 年 (措) 第 1 号事案の取扱いについて
1556	29. 8. 17 (木)	(議 案) 10 宮城県職員 (大学卒業程度) 採用候補者名簿の確定について 11 不利益処分に関する審査請求について 12 人事委員会規則 7-39 (へき地手当等) の一部改正について (審 理) ① 平成 28 年 (審) 第 1 号事案について (第 6 回審理) (報 告) ① 勤務条件に関する措置の要求の取下げについて ② 平成 29 年人事院勧告について ③ 選考考査 (後期日程) の概要について (その他) ① 公務公共サービス労働組合協議会地方公務員部会からの要請について ② 公務労組連絡会等からの要請について
1557	29. 8. 24 (木)	(議 案) 13 宮城県警察官 (警察官 A) 採用候補者名簿の確定について 14 不利益処分に関する審査請求について (報 告) ① 平成 29 年職員給与実態調査結果について
1558	29. 9. 7 (木)	(審 理) ① 平成 28 年 (審) 第 1 号事案について (第 7 回審理) (報 告) ① 平成 29 年職種別民間給与実態調査結果について

回数	開催年月日	議 事
		② 平成 29 年公民給与較差について ③ 平成 29 年標準生計費・労働経済指標について (その他) ① 平成 29 年職員の給与等に関する報告及び給与に関する勧告(案)の概要について ② 平成 29 年度宮城県職員採用試験(大学卒業程度・民間企業等職務経験者)の申込状況について ③ 平成 29 年度宮城県職員採用試験(短期大学卒業程度・高等学校卒業程度)の申込状況について ④ 平成 29 年度警察官 B 採用試験の申込状況について ⑤ 北海道公務員共闘会議及び東北公務員共闘協議会からの要請について ⑥ 平成 27 年(不)第 2 号事案に係る再審請求書の取扱いについて
1559	29. 9. 11 (月)	(協 議) ① 平成 29 年職員の給与等に関する報告及び勧告(案)について (報 告) ① 宮城県警察官昇任資格考査の実施結果について
1560	29. 9. 20 (水)	(審 理) ① 平成 28 年(審)第 1 号事案について(第 8 回審理) (協 議) ① 平成 29 年職員の給与等に関する報告及び勧告(案)について (その他) ① 平成 29 年度宮城県職員採用試験(大学卒業程度・民間企業等職務経験者)の実施状況について ② 平成 29 年度警察官 B 採用試験の実施状況について
1561	29. 9. 26 (火)	(議 案) 15 平成 29 年職員の給与等に関する報告及び給与に関する勧告について 16 平成 27 年(不)第 2 号事案に係る再審請求について (審 理) ① 平成 28 年(審)第 1 号事案について(第 9 回審理) (その他) ① 平成 29 年度宮城県職員採用試験(短期大学卒業程度・高等学校卒業程度)の実施状況について ② 宮城県任期付職員採用試験の実施予定について ③ 宮城県三者共闘会議からの要請について ④ 宮城県公務・公務関連労働組合共闘会議からの要請について

回数	開催年月日	議 事
1562	29. 10. 18 (水)	<p>(議 案)</p> <p>17 人事委員会規則 7—18 (管理職手当) の一部改正について</p> <p>18 人事委員会規則 11—1 (管理職員等の範囲を定める規則) の一部改正について</p> <p>19 平成 29 年度昇給区分を A 又は B に決定する職員の昇給号俸数について</p> <p>20 宮城県任期付職員採用試験の実施について</p> <p>(審 理)</p> <p>① 平成 28 年 (審) 第 1 号事案について (第 10 回審理)</p> <p>② 平成 29 年 (審) 第 1 号事案について (第 1 回審理)</p> <p>③ 平成 29 年 (審) 第 2 号事案について (第 1 回審理)</p> <p>(報 告)</p> <p>① 人事行政の運営等の状況の公表について</p> <p>② 平成 29 年度上半期における苦情相談の状況について</p> <p>(その他)</p> <p>① 平成 29 年度宮城県職員採用試験 (大学卒業程度・民間企業等職務経験者) の第 1 次合格者について</p> <p>② 平成 29 年度宮城県職員採用試験 (短期大学卒業程度・高等学校卒業程度) の第 1 次合格者について</p> <p>③ 平成 29 年度警察官 B 採用試験の第 1 次合格者について</p>
1563	29. 11. 6 (月)	<p>(審 理)</p> <p>① 平成 28 年 (審) 第 1 号事案について (第 11 回審理)</p> <p>② 平成 29 年 (再) 第 1 号事案について (第 1 回審理)</p> <p>(その他)</p> <p>① 平成 29 年全国人事委員会勧告の状況について</p>
1564	29. 11. 15 (水)	<p>(議 案)</p> <p>21 宮城県職員 (大学卒業程度・民間企業等職務経験者) 採用候補者名簿の確定について</p> <p>22 宮城県職員 (短期大学卒業程度及び高等学校卒業程度) 採用候補者名簿の確定について</p> <p>23 宮城県警察官 (警察官 B) 採用候補者名簿の確定について</p> <p>24 職員団体登録の効力停止に係る弁明の機会の付与について</p> <p>25 不利益処分に関する審査請求について</p> <p>26 不利益処分に関する審査請求について</p> <p>(審 理)</p> <p>① 平成 28 年 (審) 第 1 号事案について (第 12 回審理)</p> <p>② 平成 29 年 (審) 第 1 号事案について (第 2 回審理)</p> <p>③ 平成 29 年 (再) 第 1 号事案について (第 2 回審理)</p>



回数	開催年月日	議 事
		<p>(報 告)</p> <p>① 人事委員会勧告の取扱い及び職員団体との交渉結果について (その他)</p> <p>① 大崎市公平委員会事務の受託に係る事前協議について</p>
1565	29.11.30 (水)	<p>(議 案)</p> <p>27 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案に対する意見について</p> <p>28 職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例案に対する意見について</p> <p>29 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案に対する意見について</p> <p>(審 理)</p> <p>① 平成28年(審)第1号事案について(第13回審理)</p> <p>② 平成29年(再)第1号事案について(第3回審理)</p> <p>(その他)</p> <p>① 平成29年度宮城県任期付職員採用試験の申込状況について</p> <p>② 選考考査(身体障害者)の概要について</p>
1566	29.12.4 (月)	<p>(議 案)</p> <p>30 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案に対する意見について</p>
1567	29.12.22 (金)	<p>(議 案)</p> <p>31 人事委員会規則7-0(給料等の支給)の一部改正等について</p> <p>32 人事委員会規則7-14(期末手当)の一部改正について</p> <p>33 人事委員会規則7-15(勤勉手当)の一部改正について</p> <p>34 人事委員会規則7-18(管理職手当)の一部改正について</p> <p>35 人事委員会規則7-33(初任給,昇格,昇給等の基準)の一部改正について</p> <p>36 人事委員会規則7-39(へき地手当等)の一部改正について</p> <p>37 人事委員会規則7-40(定時制通信教育手当)の一部改正について</p> <p>38 人事委員会規則7-41(初任給調整手当)の一部改正について</p> <p>39 人事委員会規則7-53(地域手当)の一部改正について</p> <p>40 人事委員会規則7-61(住居手当)の一部改正について</p> <p>41 人事委員会規則7-62(特勤手当等)の一部改正等について</p> <p>42 人事委員会規則7-99(扶養手当)の一部改正について</p> <p>43 人事委員会規則7-122(短時間勤務職員の給料月額等の端数計算)の一部改正について</p> <p>44 人事委員会規則12-0(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則)の一部改正について</p> <p>45 人事委員会規則8-7(職員の育児休業等に関する規則)の一部改正について</p> <p>46 大崎市公平委員会の事務の受託について</p>

回数	開催年月日	議 事
		47 平成 27 年（不）第 2 号事案に係る再審請求について 48 職員団体の解散について （審 理） ① 平成 28 年（審）第 1 号事案について（第 14 回審理） ② 平成 29 年（審）第 2 号事案について（第 2 回審理） ③ 平成 29 年（審）第 3 号事案について（第 1 回審理） ④ 平成 29 年（審）第 4 号事案について（第 1 回審理） （報 告） ① 職員団体の登録の承継について （その他） ① 平成 29 年度宮城県任期付職員採用試験の実施状況について
1568	30. 1. 22（月）	（議 案） 49 平成 30 年度宮城県職員採用試験及び警察官採用試験の実施について （審 理） ① 平成 28 年（審）第 1 号事案について（第 15 回審理） ② 平成 29 年（審）第 1 号事案について（第 3 回審理） （報 告） ① 宮城県警察官昇任資格考査の実施結果について
1569	30. 2. 6（火）	（議 案） 50 宮城県任期付職員採用候補者名簿の確定について 51 平成 30 年度宮城県職員採用試験（大学卒業程度・民間企業等職務経験者） の実施について 52 平成 27 年（不）第 2 号事案に係る再審請求に対する決定について 53 平成 29 年（再）第 1 号事案に係る再審請求に対する決定について （審 理） ① 平成 28 年（審）第 1 号事案について（第 16 回審理） （その他） ① 公務公共サービス労働組合協議会地方公務員部会からの要請について ② 公務労組連絡会等からの要請について
1570	30. 2. 20（火）	（議 案） 54 職員の分限に関する条例の一部を改正する条例案に対する意見について 55 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案に対する意見について 56 職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例案に対する意見につ いて （審 理） ① 平成 28 年（審）第 1 号事案について（第 17 回審理）

回数	開催年月日	議 事
		② 平成 29 年（審）第 2 号事案について（第 3 回審理） ③ 平成 29 年（審）第 3 号事案について（第 2 回審理） ④ 平成 29 年（審）第 4 号事案について（第 2 回審理） （報 告） ① 平成 29 年度給与の支払監理について
1571	30. 3. 19（月）	（議 案） 57 不利益処分に関する審査請求について 58 人事委員会規則 7—2（特殊勤務手当）の一部改正について 59 人事委員会規則 7—16（給料の調整額）の一部改正について 60 人事委員会規則 7—18（管理職手当）の一部改正について 61 人事委員会規則 7—31（給料表の適用範囲）の一部改正について 62 人事委員会規則 7—33（初任給，昇格，昇給等の基準）の一部改正について 63 人事委員会規則 7—39（へき地手当等）の一部改正等について 64 人事委員会規則 7—45（災害派遣手当）の一部改正について 65 人事委員会規則 7—62（特勤勤務手当等）の一部改正等について 66 人事委員会規則 7—135（職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例附則第 2 項及び第 4 項に規定する規則で定める額）の一部改正について 67 人事委員会規則 7—139（給料の切替えに伴う経過措置）の廃止等について 68 人事委員会規則 9—8（職員の分限に関する規則）の一部改正について 69 人事委員会規則 12—1（公益的法人等への職員の派遣等に関する規則）の一部改正について （審 理） ① 平成 29 年（審）第 1 号事案について（第 4 回審理） ② 平成 29 年（審）第 2 号事案について（第 4 回審理） ③ 平成 29 年（審）第 4 号事案について（第 3 回審理） （その他） ① 宮城県官公労働組合連絡協議会等からの要請について
1572	30. 3. 26（月）	（議 案） 70 人事委員会規則 11—1（管理職員等の範囲を定める規則）の一部改正について 71 人事委員会規則 11—2（公平委員会の事務委託地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則）の一部改正について （審 理） ① 平成 29 年（審）第 1 号事案について（第 5 回審理） （報 告） ① 労働基準監督機関としての職権行使の状況について

### 3 人事委員会規則等の制定改廃状況

人事委員会は独立した行政機関として、法律又は条例に基づき、その権限に属する事項に関し人事委員会規則を制定する権限を有することが地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 8 条第 5 項に規定され、人事行政の重要性、専門性、特殊性に鑑み、これを適正に実施していくことが要請されている。

平成 29 年度における人事委員会規則等の制定改廃の概要は、次表のとおりである。

（公平審査・勤務条件関係）

規則等の名称	制定改廃 年 月 日	公 布 年 月 日	制 定 ・ 改 廃 の 内 容	施行(適用) 年 月 日
職員の育児休業等に関する規則（8-7）	29. 12. 22	29. 12. 22	非常勤職員が養育する子の 2 歳に達する日まで育児休業することができる要件に係る規定の新設	29. 12. 22
管理職員等の範囲を定める規則（11-1）	29. 10. 18	29. 10. 20	組織改編に伴う別表第 2 の一部改正	29. 10. 20
	30. 3. 26	30. 3. 30	組織改編に伴う別表第 1 及び別表第 2 の一部改正	30. 4. 1
公平委員会の事務委託地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則（11-2）	29. 4. 13	29. 4. 18	受託団体の組織改編等に伴う別表第 1 の一部改正	29. 4. 18
	30. 3. 26	30. 3. 30	義務教育学校の開校に伴う規定の一部改正 受託団体の組織改編等に伴う別表第 1 の一部改正	30. 4. 1

（任用関係）

規則等の名称	制定改廃 年 月 日	公 布 年 月 日	制 定 ・ 改 廃 の 内 容	施行(適用) 年 月 日
職員の分限に関する規則（9-8）	30. 3. 19	30. 3. 30	職員の分限に関する条例の改正に伴う規定の整理	30. 4. 1
公益的法人等への職員の派遣等に関する規則（12-1）	30. 3. 19	30. 3. 30	別表第 1（第 2 条関係） 職員を派遣することができる団体のうち、派遣が終了する 1 団体を削除し、新たに派遣する 1 団体を追加  別表第 2（第 2 条関係） 職員を派遣することができる団体のうち、派遣が終了する 1 団体を削除し、新たに派遣する 2 団体を追加	30. 4. 1

## (給与関係)

規則等の名称	制定改廃 年 月 日	公 布 年 月 日	制 定 ・ 改 廃 の 内 容	施行(適用) 年 月 日
給料等の支給 (7-0)	29.12.22	29.12.22	第5条の2 勤務1時間当たりの給与額の算定基礎に手当が追加されたこと等に伴う改正 第9条 55歳に達した特定職員に対する給与減額支給措置の廃止等に伴う改正	30.4.1
特殊勤務手当 (7-2)	30.3.19	30.3.23	第21条及び第24条 義務教育学校の開校に伴う改正	30.4.1
期末手当 (7-14)	29.12.22	29.12.22	第9条 55歳に達した特定職員に対する給与減額支給措置の廃止に伴う改正	30.4.1
勤勉手当 (7-15)	29.12.22	29.12.22	第6条 勤勉手当の支給割合の改正に伴う成績率の上限の改正(平成29年12月期)	29.12.1
			第6条 勤勉手当の支給割合の改正に伴う成績率の上限の改正(平成30年6月期以降)	30.4.1
			第8条 55歳に達した特定職員に対する給与減額支給措置の廃止に伴う改正	
給料の調整額 (7-16)	30.3.19	30.3.23	別表第1 適用区分表(第1条及び第2条関係) 義務教育学校の開校に伴う改正	30.4.1
管理職手当 (7-18)	29.10.18	29.10.20	別表第1(第1条関係) 職の廃止に伴う改正	29.10.10
	29.12.22	29.12.22	附則第1項 見出し等の削除 附則第2項 55歳に達した特定職員に対する給与減額支給措置の廃止に伴う規定の削除	30.4.1
	30.3.19	30.3.23	別表第1(第1条関係) 職の新設等に伴う改正 別表第2(第2条関係)及び別表第3(第2条関係) 義務教育学校の開校に伴う改正	30.4.1
給料表の適用 範囲(7-31)	30.3.19	30.3.23	第3条 義務教育学校の開校に伴う改正	30.4.1
初任給,昇格, 昇給等の基準 (7-33)	29.12.22	29.12.22	別表第7 昇格時号俸対応表(第23条関係) 給料表の改定に伴う改正	29.4.1
	30.3.19	30.3.23	別表第1 級別標準職務表(第3条関係) 職の新設等に伴う改正	30.3.23
別表第1 級別標準職務表(第3条関係) 職の新設等に伴う改正			30.4.1	
へき地手当等 (7-39)	29.8.17	29.8.17	附則別表(附則第7項関係) 小・中学校の新校舎への移転に伴う改正	29.8.17

規則等の名称	制定改廃 年 月 日	公 布 年 月 日	制 定 ・ 改 廃 の 内 容	施行(適用) 年 月 日
	29. 12. 22	29. 12. 22	附則第3項から第6項 55歳に達した特定職員に対する給与減額支給措置の廃止に伴う規定の削除 附則第7項 項の繰上げに伴う改正	30. 4. 1
	30. 3. 19	30. 3. 23	附則第3項及び附則別表(附則第3項関係) 特例 規定の適用終了に伴う規定の削除 別表 小学校の統廃合に伴う改正	30. 4. 1
定時制通信教育手当 (7-40)	29. 12. 22	29. 12. 22	附則第1項 見出し等の削除 附則第2項 55歳に達した特定職員に対する給与減額支給措置の廃止に伴う規定の削除	30. 4. 1
初任給調整手当(7-41)	29. 12. 22	29. 12. 22	別表(第6条関係) 医師等に対する手当額の引上げに伴う改正	29. 4. 1
災害派遣手当 (7-45)	30. 3. 19	30. 3. 23	第1条 関係法律の一部改正に伴う改正	30. 6. 15
地域手当 (7-53)	29. 12. 22	29. 12. 22	第14条 55歳に達した特定職員に対する給与減額支給措置の廃止に伴う改正	30. 4. 1
住居手当 (7-61)	29. 12. 22	29. 12. 22	第11条 読替え規定の新設	30. 4. 1
特地勤務手当等(7-62)	29. 12. 22	29. 12. 22	第4条 算定基礎に係る適用期間の終了等に伴う改正 第6条から第6条の3 55歳に達した特定職員に対する給与減額支給措置の廃止に伴う規定の削除 第7条から第11条 条の繰上げ等に伴う改正	30. 4. 1
	30. 3. 19	30. 3. 23	第4条及び第5条 項の繰上げに伴う改正	30. 4. 1
扶養手当 (7-99)	29. 12. 22	29. 12. 22	第1条の2 行政職給料表の9級以上の職員に相当する職員の規定の新設 第2条の2 行政職給料表の8級の職員に相当する職員の規定の新設 附則第2項 読替え規定の新設 附則第3項 行政職給料表の8級以上の職員に相当する職員の規定の新設	30. 4. 1
短時間勤務職員の給料月額等の端数計算 (7-122)	29. 12. 22	29. 12. 22	第1項 項番号の削除 第2項 55歳に達した特定職員に対する給与減額支給措置の廃止に伴う規定の削除	30. 4. 1

規則等の名称	制定改廃 年 月 日	公 布 年 月 日	制 定 ・ 改 廃 の 内 容	施行(適用) 年 月 日
職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例附則第2項及び第4項に規定する規則で定める額 (7-135)	30. 3. 19	30. 3. 23	題名 平成19年改正条例附則第4項の削除に伴う改正 第1条 見出し等の削除 第2条 平成19年改正条例附則第4項の削除に伴う規定の削除	30. 4. 1
給料の切替えに伴う経過措置(7-139)	30. 3. 19	30. 3. 23	経過措置の終了に伴う規則の廃止	30. 4. 1
外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則(12-0)	29. 12. 22	29. 12. 22	第4条 55歳に達した特定職員に対する給与減額支給措置の廃止に伴う改正	30. 4. 1

#### 4 条例の制定改廃に関する意見の申出状況

地方公務員法第5条第2項の規定により、人事委員会を置く地方公共団体においては、職員に関する条例を制定・改廃しようとするときは、議会は、人事委員会の意見を聞かなければならないこととされている。

これに基づき、平成29年度中に県議会から意見を求められ、本委員会が行った意見の申出は、次のとおりである。

意見申出年月日	条例議案名	意見の申出内容	条例の制定等
29. 6. 20	職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例	この条例案は、雇用保険法等の一部を改正する法律（平成29年法律第14号）により改正された国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）に準じたものであり、適当と認めます。	29. 7. 6 制定 29. 7. 13 公布 29. 7. 13 等施行
29. 11. 30	職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	この条例案は、地方公務員法の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）の改正等に伴い、所要の改正を行うものであり、適当と認めます。	29. 12. 14 制定 29. 12. 21 公布 29. 12. 21 施行
	職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例	この条例案は、自家用自動車等を利用して旅行する場合に支給される旅行雑費について所要の改正を行うものであり、適当と認めます。	29. 12. 14 制定 29. 12. 21 公布 30. 4. 1 施行
	職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	この条例案は、部活動指導業務などに対する教員特殊業務手当の額の改定を行うものであり、適当と認めます。	29. 12. 14 制定 29. 12. 21 公布 30. 1. 1 施行
29. 12. 4	職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	この条例案は、本委員会がさきに行った「職員の給与等に関する報告及び給与に関する勧告」に沿ったものであり、また、勤務1時間当たりの給与額の算出について、所要の改正を行うものであり、適当と認めます。	29. 12. 14 制定 29. 12. 21 公布 29. 12. 21 等施行
30. 2. 20	職員の分限に関する条例の一部を改正する条例	この条例案は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条第4項の規定による職員の失職の特例等について所要の改正を行うものであり、適当と認めます。	30. 3. 16 制定 30. 3. 23 公布 30. 4. 1 施行



意見申出 年 月 日	条 例 議 案 名	意 見 の 申 出 内 容	条例の制定等
30. 2. 20	職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	この条例案は、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであり、適当と認めます。	30. 3. 16 制定 30. 3. 23 公布 30. 4. 1 施行
	職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例	この条例案は、国家公務員退職手当法（昭和 28 年法律第 182 号）の一部改正等に伴い、所要の改正を行うものであり、適当と認めます。	30. 3. 16 制定 30. 3. 23 公布 30. 4. 1 施行

## Ⅱ 事務の概要

### 1 職員採用試験等事務

#### (1) 採用

本委員会は、地方公務員法に規定する成績主義の原則に基づき、「職員の任用に関する規則」（人事委員会規則4-0。以下「規則」という。）を定め、職員の採用に当たっては、原則として競争試験により、また、医師等、競争試験により難いと認められる一部の職種については選考により、受験成績その他の能力の実証に基づき、厳正に、優秀な人材の確保に努めている。

平成29年度に実施した県職員採用の競争試験及び選考の状況は、次のとおりである。

#### イ 競争試験

平成29年度は、第1表に記載した大学卒業程度、短期大学卒業程度、高等学校卒業程度、警察官A及びBの5区分の定例試験を実施した。その実施状況は、第2表のとおりである。

平成元年以降の本県の職員採用試験応募者総数は、バブル経済崩壊直後の平成5年度をピークに平成19年度まで減少傾向にあったが、平成20年度の大学卒業程度試験受験上限年齢引き上げやリーマンショック後の民間企業における採用抑制の影響等を受け、以後平成22年度までは増加に転じていた。近年では平成24年度をピークに減少する傾向にあり、平成29年度は前年度に比べ371人の減となった。一方、警察官採用試験応募者総数は、平成22年から一貫して減少しており、平成29年度は前年度に比べ133人の減となった。

また、平成26年度から実施している民間企業職務経験者（土木職）を対象とした採用試験については、前年度に比べ18人減の54人の応募があった。

なお、定例試験においては、電子申請による申込サービスを実施（大学、短期大学、高等学校卒業程度試験は平成17年度から、警察官A及び警察官B採用試験は平成18年度から実施。）しているが、サービス開始以降、電子申請の利用者の割合は増加傾向にあり、平成29年度においては、職員採用試験の応募者の74.9%、警察官採用試験の応募者の40.2%が電子申請による応募となっている。

#### ○ 大学卒業程度試験

定例試験で実施した職種は、事務系が行政、少年警察補導員の2職種、技術系が総合土木等12職種、計14職種であり、申込者数904人、受験者数689人となり、前年度に比べて申込者数及び受験者数ともに24.4%下回った。

受験者及び最終合格者の学歴別構成をみると、受験者の93.0%、最終合格者の96.4%が大学卒業以上の学歴を有する者で占められている。

#### ○ 短期大学卒業程度試験

実施した職種は、事務系が学校事務及び警察事務の2職種、技術系が建築等3職種、計5職種で、申込者数が252人、受験者数が179人となり、前年度に比べて申込者数では15.4%下回り、受験者数は13.9%下回った。

受験者及び最終合格者の学歴別構成をみると、大学卒業以上の学歴を有する者の割合は、それぞれ 72.6%、89.7%であった。

○ 高等学校卒業程度試験

実施した職種は、事務系が事務 1 職種、技術系が総合土木等 3 職種、計 4 職種であり、申込者数は 535 人、受験者数は 490 人となり、前年度に比べて申込者数では 6.0% 下回り、受験者数は 8.8% 下回った。

受験者及び最終合格者の学歴別構成をみると、短期大学卒業者の割合はそれぞれ 1.2%、1.4% であった。

○ 警察官試験

実施した職種は、警察官 A (男性/一般) [大学卒業者]、警察官 A (男性/武道指導) [大学卒業者で原則として柔道 3 段又は剣道 4 段の段位取得者]、警察官 A (女性/一般) [大学卒業者]、警察官 A (女性/武道指導) [大学卒業者で原則として柔道 3 段又は剣道 4 段の段位取得者]、警察官 B (男性) [大学卒業者以外] 及び、警察官 B (女性) [大学卒業者以外] の 6 職種であり、申込者数は 944 人、受験者数は 796 人となり、前年度に比べて申込者数では 12.3% 下回り、受験者数は 10.9% 下回った。

なお、警察官試験においては、平成 29 年度から柔道及び剣道の有段者に対する加点制度を導入した。

○ 民間企業等職務経験者採用試験

平成 26 年度から実施している民間企業職務経験者（土木職）を対象とした採用試験では、申込者数は 54 人、受験者数は 51 人となり、前年度に比べて申込者数では 25.0% 下回り、受験者数は 15.0% 下回った。

ロ 選 考

職員の採用に当たっては、競争試験によるべきことが原則であるが、能力の実証を得ることができる医師等の規則別表第 2 に定める職については、選考によることが認められている。

選考に当たっても、医師等の特殊な職を除いては、任命権者の依頼に基づき、競争試験に準じた試験（選考考査）を実施し、優秀な人材の確保に努めている。平成 29 年度の選考考査の実施状況は第 4 表のとおりで、昨年度に引き続き東日本大震災からの復旧・復興に対応するために任期付職員採用選考考査も実施し、獣医師等 24 職種、受考者 204 人に対し 77 人の適格者を決定しており、前年度に比べて受考者数では 15.3% 上回り、適格者数では 2.7% 上回った。

また、規則第 30 条による採用（転任を含む。）選考承認状況は、第 5 表のとおりである。

ハ 職員採用の状況

平成 29 年度の職員の採用者数は第 6 表のとおり 455 人であり、このうち 364 人（80.0%）が競争試験による採用であり、91 人（20.0%）が選考による採用である。

## (2) 昇 任

職員の昇任については、不特定多数の競争というより、特定の者の特定の職についての能力の実証という要素が強いこと等の理由から、すべて選考によることとなっている（規則第 28 条第 2 項）。

任命権者の請求に基づく本委員会における平成 29 年度昇任選考実施状況は第 7 表のとおりであり、被選考者総数 192 人のうち、一般職員等が 171 人（89.1%）、警察官が 21 人（10.9%）となっている。

なお、課長補佐（警部）以下の職に係る昇任等については、選考の権限を、原則として、各任命権者に委任している（規則第 41 条第 1 項）。

# 第1表 平成29年度職員採用試験（定例試験）の概要

項目 試験の種類	試験の職種及び採用予定人員	受験資格	申込受付期間	試験				合格発表		
				試験の実施時期	試験の種目	内 容 等	試験地			
大学卒業程度	行政 40人程度 少年警察補導員 2人程度 総合土木 20人程度 建築 3人程度 警察建築 1人程度 農業 10人程度 水産 3人程度 林業 5人程度 畜産 3人程度 園芸 5人程度 農芸化学 5人程度 心理 1人程度 保健師 10人程度 薬剤師 10人程度	「保健師及び薬剤師以外の職種」 昭和57年4月2日から平成8年4月1日までに生まれた者〔22歳～35歳〕 「保健師」 昭和57年4月2日から平成9年4月1日までに生まれた者〔21歳～35歳〕 「薬剤師」 昭和57年4月2日から平成6年4月1日までに生まれた者〔24歳～35歳〕	5月12日（金）～ 6月2日（金）	第一次	6月25日（日）	教養試験	択一式 50題 時間 150分	仙台市 東京都 大阪府	7月6日（木）	
						専門試験	択一式 40題 時間 120分（「保健師」及び「薬剤師」を除く。）			
					7月21日（金）	その1	論文試験	時間 120分（「行政」、「少年警察補導員」、「保健師」及び「薬剤師」に限る。）		仙台市
							専門試験	短答式 時間 120分（「行政」、「少年警察補導員」、「保健師」及び「薬剤師」を除く。）		
	7月24日（月）～ 7月28日（金）	その2	人物試験	公務員としての適格性についての人物面からの試験（個別面接及び集団討論）	仙台市					
			身体検査	職務を行うのに必要な身体についての検査（少年警察補導員のみ）						
				資格調査		受験資格の有無、受験申込書に記入された内容の真否等についての調査				
短期大学 卒業程度	学校事務 15人程度 警察事務 10人程度 建築 1人程度 機械 2人程度 電気 2人程度	平成5年4月2日から平成10年4月1日までに生まれた者〔20歳～24歳〕	8月10日（木）～ 9月1日（金）	第一次	9月24日（日）	教養試験	択一式 50題 時間 150分	仙台市	10月5日（木）	
						専門試験	択一式 40題 時間 120分			
					10月23日（月）～ 10月24日（火）	その1	論文試験	時間 80分		仙台市
							適性検査	職務を行うのに必要な適性についての検査		
	10月30日（月）～ 11月1日（水）	その2	人物試験	公務員としての適格性についての人物面からの試験（個別面接及び集団討論）	仙台市					
				資格調査		受験資格の有無、受験申込書に記入された内容の真否等についての調査				
高等学校 卒業程度	事務（一般事務 40人程度、 学校事務 20人程度、 警察事務 15人程度、 警察事務 5人程度） 総合土木 5人程度 水産 1人程度 林業 2人程度	平成8年4月2日から平成12年4月1日までに生まれた者〔18歳～21歳〕	8月10日（木）～ 9月1日（金）	第一次	9月24日（日）	教養試験	択一式 50題 時間 120分	仙台市	10月5日（木）	
						専門試験	択一式 40題 時間 100分（「総合土木」に限る。） 短答式 10題 時間 100分（「水産」及び「林業」に限る。）			
					10月23日（月）～ 10月24日（火）	その1	作文試験	時間 60分		仙台市
							適性検査	職務を行うのに必要な適性についての検査		
	10月25日（水）～ 10月27日（金）	その2	人物試験	公務員としての適格性についての人物面からの試験（個別面接）	仙台市					
				資格調査		受験資格の有無、受験申込書に記入された内容の真否等についての調査				

試験の種類	項目	試験の職種及び採用予定人員	受験資格	申込受付期間	試験				合格発表		
					試験の実施時期	試験の種目	内 容 等	試験地			
警 察 官 A		<b>警察官 A (男性/一般) 75人程度</b> <b>警察官 A (男性/武道指導) 5人程度</b> <b>警察官 A (女性/一般) 15人程度</b> <b>警察官 A (女性/武道指導) 2人程度</b>	昭和59年4月2日以降に生まれた者で、 学校教育法による大学（短期大学を除く。）の卒業者又は平成30年3月31日までに卒業する見込みの者及びこれらと同等以上の経歴を有すると認められる者〔～33歳〕	5月19日（金）～ 6月16日（金）	第一次	7月9日（日）	教養試験	択一式 50題 時間 150分	仙台市	7月19日（水）	
							実技試験	武道（柔道又は剣道）についての実技試験（警察官 A（男性/武道指導・女性/武道指導）に限る。）			
							論文試験	時間 80分（第2次試験として評価）			
					第二次	8月3日（木） 8月4日（金）～ 8月8日（火）	その1	適性検査	職務を行うのに必要な適性についての検査	仙台市	8月25日（金）
								身体検査	胸部疾患、伝染性疾患等についての医学的検査及び警察官としての職務を行うのに必要な身体についての検査		
第二次	8月4日（金）～ 8月8日（火）	その2	人物試験	警察官としての適格性についての人物面からの試験（個別面接）	仙台市	8月25日（金）					
			体力検査	警察官としての職務を行うのに必要な体力を有するか否かについての検査及び四肢・関節機能等についての検査							
※ 埼玉、千葉、神奈川、静岡各県及び警視庁（東京都）の警察官 A（男性/一般）の採用試験が共同で実施され、5都県合わせて17人の採用が別に予定されている。						資格調査		受験資格の有無、受験申込書に記入された内容の真否等についての調査			
警 察 官 B		<b>警察官 B (男性) 55人程度</b> <b>警察官 B (女性) 10人程度</b> （「警察官 A」以外の者）	昭和59年4月2日から平成12年4月1日までに生まれた者。ただし、学校教育法による大学（短期大学を除く。）の卒業者又は平成30年3月31日までに卒業する見込みの者及びこれらと同等以上の経歴を有すると認められる者を除く。〔18歳～33歳〕	7月28日（金）～ 8月25日（金）	第一次	9月17日（日）	教養試験	択一式 50題 時間 120分	仙台市	9月28日（木）	
							作文試験	時間 60分（第2次試験として評価）			
					第二次	10月10日（火） 10月11日（水）～ 10月13日（金）	その1	適性検査	職務を行うのに必要な適性についての検査	仙台市	11月17日（金）
								身体検査	胸部疾患、伝染性疾患等についての医学的検査及び警察官としての職務を行うのに必要な身体についての検査		
					第二次	10月11日（水）～ 10月13日（金）	その2	人物試験	警察官としての適格性についての人物面からの試験（個別面接）	仙台市	11月17日（金）
体力検査	警察官としての職務を行うのに必要な体力を有するか否かについての検査及び四肢・関節機能等についての検査										
※ 埼玉、千葉、神奈川、静岡各県及び警視庁（東京都）の警察官 B（男性）の採用試験が共同で実施され、5都県合わせて18人の採用が別に予定されている。						資格調査		受験資格の有無、受験申込書に記入された内容の真否等についての調査			

- (注) 1 受験資格の欄の年齢は、平成30年4月1日現在の満年齢である。  
 2 大学卒業程度試験の「保健師」にあつては、保健師の資格取得者又は平成30年4月30日までに取得見込みの者に限る。  
 3 // 「薬剤師」にあつては、薬剤師の資格取得者又は平成30年4月30日までに取得見込みの者に限る。  
 4 「警察官 A (男性/武道指導)」及び「警察官 A (女性/武道指導)」にあつては、柔道3段（大学卒業見込みの者に限り2段を含む。）以上あるいは剣道4段（大学卒業見込みの者に限り3段を含む。）以上に限る。

## 第2表 職員採用試験実施状況

### (1) 定例試験

試験区分		年度	第一次試験				第二次試験		選択結果		
			申込者数 A	受験者数 B	受験率 B/A	合格者数	受験者数	合格者数 C	競争率 B/C	採用	辞退等
大 学 卒 業 程 度	行政	28	849人	639人	75.3%	170人	159人	73人	8.8倍	58人	15人
		29	674	498	73.9	127	108	51	9.8	45	6
	少年警察 補導員	28	26	21	80.8	6	6	3	7.0	3	0
		29	9	7	77.8	3	3	1	7.0	0	1
	小計	28	875	660	75.4	176	165	76	8.7	61	15
		29	683	505	73.9	130	111	52	9.7	45	7
	総合土木	28	65	48	73.8	35	31	13	3.7	12	1
		29	58	46	79.3	31	28	13	3.5	11	2
	建築	28	18	11	61.1	4	4	1	11.0	1	0
		29	9	8	88.9	5	3	2	4.0	2	0
	警察建築	28	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		29	1	0	0.0	-	-	-	-	-	-
	農業	28	35	23	65.7	18	16	7	3.3	5	2
		29	32	24	75.0	17	15	9	2.7	7	2
	水産	28	29	19	65.5	12	12	5	3.8	5	0
		29	15	12	80.0	8	8	3	4.0	3	0
林業	28	20	13	65.0	6	6	5	2.6	5	0	
	29	18	17	94.4	13	13	5	3.4	4	1	
畜産	28	10	10	100.0	6	5	3	3.3	3	0	
	29	11	10	90.9	9	9	3	3.3	3	0	
園芸	28	6	5	83.3	4	4	2	2.5	2	0	
	29	11	9	81.8	7	7	3	3.0	2	1	
農芸化学	28	34	30	88.2	21	20	6	5.0	5	1	
	29	20	18	90.0	12	10	4	4.5	4	0	
心理	28	17	12	70.6	3	3	2	6.0	2	0	
	29	11	9	81.8	4	4	1	9.0	0	1	
保健師	28	29	27	93.1	25	22	11	2.5	8	3	
	29	23	21	91.3	18	16	9	2.3	7	2	
管理栄養士	28	40	36	90.0	4	4	1	36.0	1	0	
	29	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
薬剤師	28	17	17	100.0	17	15	8	2.1	6	2	
	29	12	10	83.3	10	10	6	1.7	3	3	
小計	28	320	251	78.4	155	142	64	3.9	55	9	
	29	221	184	83.3	134	123	58	3.2	46	12	
合計	28	1,195	911	76.2	331	307	140	6.5	116	24	
	29	904	689	76.2	264	234	110	6.3	91	19	

試験区分		年度	第一次試験				第二次試験		競争率 B/C	選択結果	
			申込者数 A	受験者数 B	受験率 B/A	合格者数	受験者数	合格者数 C		採用	辞退等
短期大学 卒業程度	事務系	学校事務	28 191 人	131 人	68.6 %	53 人	45 人	22 人	6.0 倍	18 人	4 人
			29 161	111	68.9	46	40	20	5.6	17	3
	警察事務	28 94	66	70.2	23	21	7	9.4	6	1	
		29 80	62	77.5	21	20	8	7.8	7	1	
	小計	28 285	197	69.1	76	66	29	6.8	24	5	
		29 241	173	71.8	67	60	28	6.2	24	4	
	技術系	建築	28 3	2	66.7	2	2	1	2.0	1	0
			29 4	2	50.0	0	-	-	-	-	-
		機械	28 6	5	83.3	5	4	3	1.7	3	0
			29 1	1	100.0	0	-	-	-	-	-
		電気	28 4	4	100.0	4	3	1	4.0	1	0
			29 6	3	50.0	3	2	1	3.0	1	0
		小計	28 13	11	84.6	11	9	5	2.2	5	0
			29 11	6	54.5	3	2	1	6.0	1	0
合計	28 298	208	69.8	87	75	34	6.1	29	5		
	29 252	179	71.0	70	62	29	6.2	25	4		
高等学校 卒業程度	事務系	事務	28 526	495	94.1	176	162	68	7.3	49	19
			29 508	463	91.1	138	130	59	7.8	36	23
	内	一般事務	28 317	299	94.3	111	104	39(1)	-	29	10
			29 326	296	90.8	98	93	31(0)	-	15	16
	学	校事務	28 139	127	91.4	45	39	24(10)	-	18	6
			29 132	119	90.2	29	27	21(8)	-	15	6
	課	警察事務	28 70	69	98.6	20	19	5(0)	-	2	3
			29 50	48	96.0	11	10	7(3)	-	6	1
	小計	28 526	495	94.1	176	162	68	7.3	49	19	
		29 508	463	91.1	138	130	59	7.8	36	23	
	技術系	総合土木	28 32	31	96.9	21	20	13	2.4	12	1
			29 18	18	100.0	14	13	9	2.0	7	2
		水産	28 4	4	100.0	2	2	1	4.0	1	0
			29 5	5	100.0	4	3	1	5.0	1	0
林業		28 7	7	100.0	2	2	2	3.5	2	0	
		29 4	4	100.0	3	3	2	2.0	2	0	
小計		28 43	42	97.7	25	24	16	2.6	15	1	
		29 27	27	100.0	21	19	12	2.3	10	2	
合計	28 569	537	94.4	201	186	84	6.4	64	20		
	29 535	490	91.6	159	149	71	6.9	46	25		



試験区分	年度	申込者数 A	第一次試験			第二次試験		競争率 B/C	選択結果		
			受験者数 B	受験率 B/A	合格者数	受験者数	合格者数 C		採用	辞退等	
警察官	警察官 A (男性/一般)	28	548 人	452 人	82.5 %	280 人	244 人	105 人	4.3 倍	70 人	35 人
		29	471	396	84.1	255	226	98	4.0	79	19
	警察官 A (男性/武道指導)	28	7	7	100.0	3	3	2	3.5	2	0
		29	6	6	100.0	3	3	1	6.0	1	0
	警察官 B (男性)	28	287	243	84.7	164	159	60	4.1	54	6
		29	289	259	89.6	173	169	62	4.2	53	9
	警察官 A (女性/一般)	28	145	106	73.1	60	51	21	5.0	14	7
		29	110	74	67.3	42	36	17	4.4	15	2
	警察官 A (女性/武道指導)	28	4	4	100.0	3	3	2	2.0	2	0
		29	3	3	100.0	3	3	3	1.0	2	1
	警察官 B (女性)	28	86	81	94.2	47	44	21	3.9	20	1
		29	65	58	89.2	26	22	9	6.4	8	1
	合計	28	1,077	893	82.9	557	504	211	4.2	162	49
		29	944	796	84.3	502	459	190	4.2	158	32
総計	28	3,139	2,549	81.2	1,176	1,072	469	5.4	371	98	
	29	2,635	2,154	81.7	995	904	400	5.4	320	80	

注) 1 高等学校卒業程度の第二次試験「合格者数」欄の( )内の数字は、第2志望、第3志望での合格者の内書である。

2 平成29年度に係る選択結果は、平成30年5月1日現在のものである。

### (2) 民間企業等職務経験者採用試験

試験区分	年度	申込者数 A	第一次試験			第二次試験		競争率 B/C	選択結果	
			受験者数 B	受験率 B/A	合格者数	受験者数	合格者数 C		採用	辞退等
大卒程度 (職務経験者) 土木	28	72 人	60 人	83.3 %	21 人	20 人	7 人	8.6 倍	5 人	2 人
	29	54	51	94.4	20	19	13	3.9	7	4

注) 1 平成29年度に係る選択結果は、平成30年5月1日現在のものである。

2 第二次試験合格者数13人と、選択結果合計との差(2人)は、今後採用予定としている。

### (3) 任期付職員採用試験

試験区分	年度	申込者数 A	第一次試験			第二次試験		競争率 B/C	選択結果	
			受験者数 B	受験率 B/A	合格者数	受験者数	合格者数 C		採用	辞退等
任期付職員 (一般事務)	28	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	29	501 人	431 人	86.0 %	241 人	217 人	127 人	3.4 倍	104 人	23 人

第3表 職員採用試験（定例試験）受験申込者数等の推移（平成20年度以降）

年 度		20	21	22	23	24	25	26	27	28	29
大 学 卒 業 程 度	(人)	(1,024)	(1,075)	(1,201)	(1,099)	(1,188)	(1,086)	(1,059)	(903)	(875)	(683)
	申込者数	1,395	1,446	1,691	1,528	1,771	1,508	1,358	1,231	1,195	904
	(人)	(736)	(751)	(873)	(754)	(862)	(778)	(777)	(679)	(660)	(505)
	受験者数	1,024	1,029	1,240	1,055	1,285	1,089	1,005	944	911	689
	(人)	(35)	(57)	(68)	(75)	(106)	(60)	(87)	(70)	(76)	(52)
合格者数	69	98	134	131	214	149	135	129	140	110	
(倍)	(21.0)	(13.2)	(12.8)	(10.1)	(8.1)	(13.0)	(8.9)	(9.7)	(8.7)	(9.7)	
競争率	14.8	10.5	9.3	8.1	6.0	7.3	7.4	7.3	6.5	6.3	
(人)	(31)	(52)	(54)	(63)	(86)	(43)	(76)	(60)	(61)	(45)	
採用者数	63	90	117	113	183	116	118	111	116	91	
短 期 大 学 卒 業 程 度	(人)	(384)	(590)	(622)	(462)	(528)	(462)	(300)	(295)	(285)	(241)
	申込者数	391	664	691	519	580	473	315	313	298	252
	(人)	(283)	(438)	(493)	(367)	(366)	(336)	(222)	(206)	(197)	(173)
	受験者数	287	503	547	415	409	344	235	220	208	179
	(人)	(18)	(26)	(32)	(45)	(38)	(21)	(25)	(27)	(29)	(28)
合格者数	19	34	38	49	52	24	29	33	34	29	
(倍)	(15.7)	(16.8)	(15.4)	(8.2)	(9.6)	(16.0)	(8.9)	(7.6)	(6.8)	(6.2)	
競争率	15.1	14.8	14.4	8.5	7.9	14.3	8.1	6.7	6.1	6.2	
(人)	(14)	(23)	(29)	(37)	(32)	(18)	(21)	(19)	(24)	(24)	
採用者数	15	31	35	41	46	20	25	24	29	25	
高 等 学 校 卒 業 程 度	(人)	(428)	(454)	(489)	(447)	(590)	(524)	(497)	(469)	(526)	(508)
	申込者数	436	475	516	469	629	561	525	506	569	535
	(人)	(372)	(386)	(425)	(392)	(511)	(470)	(450)	(427)	(495)	(463)
	受験者数	379	407	450	413	548	507	477	464	537	490
	(人)	(33)	(50)	(65)	(86)	(98)	(45)	(65)	(60)	(68)	(59)
合格者数	33	54	71	91	113	60	77	75	84	71	
(倍)	(11.3)	(7.7)	(6.5)	(4.6)	(5.2)	(10.4)	(6.9)	(7.1)	(7.3)	(7.8)	
競争率	11.5	7.5	6.3	4.5	4.8	8.5	6.2	6.2	6.4	6.9	
(人)	(25)	(30)	(42)	(69)	(82)	(35)	(42)	(35)	(49)	(36)	
採用者数	25	33	46	73	96	48	50	44	64	46	
小 計	(人)	(1,836)	(2,119)	(2,312)	(2,008)	(2,306)	(2,072)	(1,856)	(1,667)	(1,686)	(1,432)
	申込者数	2,222	2,585	2,898	2,516	2,980	2,542	2,198	2,050	2,062	1,691
	(人)	(1,391)	(1,575)	(1,791)	(1,513)	(1,739)	(1,584)	(1,449)	(1,312)	(1,352)	(1,141)
	受験者数	1,690	1,939	2,237	1,883	2,242	1,940	1,717	1,628	1,656	1,358
	(人)	(86)	(133)	(165)	(206)	(242)	(126)	(177)	(157)	(173)	(139)
合格者数	121	186	243	271	379	233	241	237	258	210	
(倍)	(16.2)	(11.8)	(10.9)	(7.3)	(7.2)	(12.6)	(8.2)	(8.4)	(7.8)	(8.2)	
競争率	14.0	10.4	9.2	6.9	5.9	8.3	7.1	6.9	6.4	6.5	
(人)	(70)	(105)	(125)	(169)	(200)	(96)	(139)	(114)	(134)	(105)	
採用者数	103	154	198	227	325	184	193	179	209	162	

事 項		年 度									
		20	21	22	23	24	25	26	27	28	29
警 察 官	(人) 申込者数	1,685	2,303	2,411	2,097	1,916	1,584	1,358	1,177	1,077	944
	(人) 受験者数	1,373	1,921	2,036	1,716	1,577	1,343	1,124	1,006	893	796
	(人) 合格者数	196	185	191	199	267	214	244	188	211	190
	(倍) 競争率	7.0	10.4	10.7	8.6	5.9	6.3	4.6	5.4	4.2	4.2
	(人) 採用者数	155	145	156	150	215	172	198	153	162	158
合 計	(人) 申込者数	3,907	4,888	5,309	4,613	4,896	4,126	3,556	3,227	3,139	2,635
	(人) 受験者数	3,063	3,860	4,273	3,599	3,819	3,283	2,841	2,634	2,549	2,154
	(人) 合格者数	317	371	434	470	646	447	485	425	469	400
	(倍) 競争率	9.7	10.4	9.8	7.7	5.9	7.3	5.9	6.2	5.4	5.4
	(人) 採用者数	(70)	(105)	(125)	(169)	(200)	(96)	(139)	(114)	(134)	(105)

注) ( )内の数字は、事務系職種のもので内書である。

第4表 平成29年度職員採用選考考査実施状況

区 分	申込者数	受考者数 A	適格者数 B	競争率 A/B	実施年月日
福 祉 総 合	11人	10人	2人	5.0倍	29. 6. 25 (一次) 29. 7. 19 (二次)
研 究 員 ( 電 子 ・ 情 報 系 )	8	8	1	8.0	29. 6. 25 (一次) 29. 7. 19 (二次)
研 究 員 ( 物 理 系 )	5	4	1	4.0	29. 6. 25 (一次) 29. 7. 19 (二次)
学 芸 員 ( 民 俗 )	13	10	1	10.0	29. 6. 25 (一次) 29. 7. 19 (二次)
学 芸 員 ( 美 術 )	20	17	1	17.0	29. 6. 25 (一次) 29. 7. 19 (二次)
学 芸 員 ( 美 術 ・ 経 験 者 )	4	4	1	4.0	29. 6. 25 (一次) 29. 7. 19 (二次)
通 訳 ( ベ ト ナ ム 語 )	3	3	0	-	29. 6. 25 (一次) 29. 7. 19~20 (二次)
サ イ バ ー 捜 査 官	2	1	0	-	29. 7. 9 (一次) - (二次)
財 務 捜 査 官	5	4	0	-	29. 7. 9 (一次) 29. 8. 3~ 4 (二次)
獣 医 師 ( 第 1 回 )	24	18	12	1.5	29. 7. 18~19
児 童 自 立 支 援 専 門 員	3	3	1	3.0	29. 9. 24 (一次) 29. 10. 18 (二次)
職 業 訓 練 指 導 員 ( 建 築 )	2	2	1	2.0	29. 9. 24 (一次) 29. 10. 18 (二次)
職 業 訓 練 指 導 員 ( 情 報 処 理 )	1	1	1	1.0	29. 9. 24 (一次) 29. 10. 18 (二次)
埋 蔵 文 化 財 担 当 技 術 職 員	6	3	1	3.0	29. 9. 24 (一次) 29. 10. 18 (二次)
海 技 従 事 者 ( 航 海 士 )	0	-	-	-	- (一次) - (二次)
航 空 整 備 士	1	1	0	-	29. 9. 24 (一次) 29. 10. 18 (二次)
警 察 用 船 舶 職 員 ( 航 海 士 )	1	1	1	1.0	29. 9. 24 (一次) 29. 10. 18 (二次)
獣 医 師 ( 第 2 回 )	3	2	1	2.0	29. 12. 5

区 分	申込者数	受考者数 A	適格者数 B	競争率 A/B	実施年月日
身体障害者特別 (一般事務/大学卒業程度)	人 6	人 3	人 1	倍 3.0	29.12.6 (一次) 30.1.11 (二次)
身体障害者特別 (学校事務・警察事務/短期大学卒業程度)	2	1	0	-	29.12.6 (一次) - (二次)
身体障害者特別 (一般事務・学校事務/高等学校卒業程度)	11	6	2	3.0	29.12.6 (一次) 30.1.11 (二次)
(特定業務等従事) 一般職任期付職員(土木)	83	78	43	1.8	29.7.9 (一次) 29.8.5 (二次)
(特定業務等従事) 一般職任期付職員(保健師)	2	2	2	1.0	書類選考 (一次) 29.8.5~6 (二次)
(特定業務等従事) 一般職任期付職員(用地補償事務)	20	20	4	5.0	書類選考 (一次) 29.8.5~6 (二次)
(特定業務等従事) 一般職任期付職員(埋蔵文化財)	2	2	0	-	書類選考 (一次) 29.8.6 (二次)
計	238	204	77	2.6	

第5表 平成29年度採用・転任選考承認状況

区分	職種又は職名	任命権者					計
		知事 (人)	教育 (人)	警察 (人)	企業 (人)	その他 (人)	
採用	獣医師	7					7
	児童自立支援専門員	1					1
	福祉総合	2					2
	研究員（電子系）	1					1
	職業訓練指導員（建築）	1					1
	職業訓練指導員（情報処理）	1					1
	医師	5					5
	埋蔵文化財担当技術職員		1				1
	学芸員（美術・経験者）		1				1
	学芸員（美術）		1				1
	学芸員（民俗）		1				1
	事務（身体障害者）	1	1				2
	任用	土木	34				
用地補償事務		4					4
保健師		2					2
育休代替（獣医師）		1					1
人事交流等	部長級			1			1
	次長級						0
	課長級	1	1	3			5
	補佐級	1					1
	係長（主任主査）級			3			3
	主事・技師級	1					1
小計	63	6	7	0	0	76	
転任	部長級						0
	次長級						0
	課長級	3	8				11
	補佐級	5	11				16
	係長（主任主査）級	5	5				10
	主事・技師級	1	1				2
	小計	14	25	0	0	0	39
計	77	31	7	0	0	115	

第6表 平成29年度職員採用状況（29.4.1～30.3.31）

区 分	28年度 競争 試験 合格者	採用者 人	全者 採用 割合 %	採用者の任命権者別内訳								
				知事	教育			警察	企業	その他		
					教 育 学	立 校	小 学 ・ 中 校					
競 争 試 験	事 務 系	大卒程度	76	60 (4)	13.2	57 (4)		人	人	3		
		短大卒程度	29	24	5.3		18		6			
		高卒程度	68	49	10.8	29	18		2			
		小計	173	133 (4)	29.2	86 (4)	36		11			
	技 術 系	大卒程度	64	50	11.0	50						
		短大卒程度	5	5	1.1	5						
		高卒程度	16	15	3.3	15						
		小計	85	70	15.4	70						
	警察官	211	156 (18)	34.3				156 (18)				
	大卒程度 (職務経験者)	7	5	1.1	5							
任期付職員 (一般事務)			0.0									
合計	476	364 (22)	80.0	161 (4)	36		167 (18)					
選 考	書 類 選 考	事務系		12	2.6	6	5		1			
		技術系		9	2.0	8			1			
		警察官		11	2.4				11			
		小計		32	7.0	14	5		13			
	考 査 選 考	事務系		11	2.4	9	1		1			
		技術系		45	9.9	42	3					
		警察官		3	0.7				3			
		小計		59	13.0	51	4		4			
	合計	0	91	20.0	65	9		17				
	総計	476	455 (22)	100.0	226 (4)	45		184 (18)				

※（ ）内は平成29年度採用試験合格者のうち、平成29年度中に採用された者の数で、内数である。

第7表 平成29年度昇任選考実施状況

任命権者		知事部局	教育委員会	警察	企業	その他	計
職位又は階級		(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)
一般職員等	部長級	13	1				14
	次長級	48	2	1	1		52
	課長級	82	17	3	1	2	105
	小計	143	20	4	2	2	171
警察官	部長級			5			5
	警視			16			16
	小計			21			21
計		143	20	25	2	2	192



## 2 職員の給与等に関する報告及び給与に関する勧告

### 1 給 与

#### (1) 改定方針

本年の職種別民間給与実態調査の結果、県内の民間事業所においては、給与のベースアップを実施した事業所の割合が昨年と比べて増加するなど、景気の緩やかな回復傾向を受けて、昨年に続き、賃金の上昇傾向が見られる。また、初任給については、大学卒では増額した事業所が1.0ポイント減少、高校卒では4.4ポイント増加し、減額した事業所は大学卒・高校卒ともなかった。

一方、職員の給与は、平成19年4月から実施してきた給与構造改革及び平成27年4月から実施している給与制度の総合的見直しによる給料表水準の引下げ等により、平均給与月額は減少が続いている。

こうした中、職員給与実態調査及び職種別民間給与実態調査の結果に基づき、月例給について本年4月における職員給与水準と民間給与水準の精密な比較を行ったところ、職員給与が民間給与を下回っており、また、特別給についても、職員の期末手当・勤勉手当の年間平均支給月数が民間の年間平均支給割合（月数）を下回っていることが明らかになった。

本委員会では、こうした状況を受け、地方公務員法（昭和25年法律第261号）に規定する給与決定の原則に基づき、職員給与と民間給与の実態、生計費等の状況、本年の人事院勧告の内容等を勘案し検討した結果、月例給については、職員給与と民間給与との較差に見合う引上げを行うことが適当と判断した。また、特別給についても、民間との較差に見合う引上げを行うことが適当と判断した。

医師の給与については、人材確保の観点から、人事院勧告に準じ、初任給調整手当の引上げを行うこととし、獣医師についても、医師の改定を考慮し、引上げを行うこととした。

配偶者に係る扶養手当の見直しについて、昨年、人事院は、民間企業及び公務における配偶者に係る手当をめぐる状況の変化等を踏まえ、配偶者に係る手当額を他の扶養親族に係る手当額と同額まで減額するとともに、子に係る手当額の引上げを行うよう勧告したところであるが、本委員会は、配偶者に係る手当をめぐる状況の変化について、国と同様の傾向を示すまでには至っていないことなどから、引き続き必要な検討を行っていくこととしたところである。

本年の職種別民間給与実態調査の結果を見ると、別表第7のとおり、84.5%の事業所が家族手当制度を有しており、そのうち87.0%の事業所が配偶者に家族手当を支給している。

一方で、民間企業においては、配偶者に家族手当を支給する事業所の割合が減少傾向にあり、配偶者に係る手当を支給する事業所にあっても、見直しの予定がある又は税制及び社会保障制度の見直しの動向等によっては、見直すことを検討するとしている事業所が2割を超えている。また、本県の職員においては、配偶者を扶養親族とする職員の割合が減少傾向にある。

本委員会としては、以上のような状況や、国及び他の都道府県の実施状況を総合的に勘案し、昨年的人事院勧告に準じて所要の改正を行うこととした。

原則55歳を超える職員の昇給号俸数を抑制するための昇給制度の改正については、昨年の本委員会報告において、公務と民間の給与差の状況を注視しつつ、国及び他の都道府県との均衡をも踏まえながら、引き続き検討を進めていくこととしたところである。

本年4月時点における50歳台後半層における公務と民間の給与差については、昨年4月と比較して縮小している。また、給与制度の総合的見直しに伴う経過措置が、今年度末で廃止されることから、更なる給与差の縮小も見込まれる。

一方で、未実施の都道府県が減少している状況にあることから、公務と民間の給与差の状況を注視しつつ、国及び他の都道府県との均衡をも踏まえながら、引き続き検討を進めていくこととする。

## (2) 改定すべき事項

上記の改定方針を実現するため、次のとおり所要の改正を行うこととした。

### イ 給料表

行政職給料表については、本年の人事院勧告で示された俸給表をもとに、本県の公民較差を考慮して、引上げ改定を行うこととし、若年層に重点を置きつつ、全ての号俸について引上げを行う（400円から1,100円の引上げ）。

再任用職員の給料月額についても、再任用職員以外の職員の給料月額の改定に準じて改定を行う。

また、行政職以外の給料表についても、行政職給料表との均衡を考慮して、所要の改定を行うものとする。

これらの給料表の改定は、本年4月に遡って実施する。

### ロ 期末手当・勤勉手当

民間の特別給の支給割合との均衡を図るため、支給月数を0.10月分引き上げ、年間の支給月数を4.40月とし、引上げ月数分は、勤勉手当に配分することとする。今年度については、12月期の勤勉手当を引き上げ、平成30年度以降においては、6月期及び12月期の勤勉手当が均等になるよう配分する。

また、再任用職員の勤勉手当の支給月数については0.05月分、特定任期付職員及び任期付研究員の期末手当の支給月数については0.05月分を引き上げることとする。

### ハ 初任給調整手当

人事院勧告に準じて、医師の最高支給限度額を本年4月に遡って引き上げるとともに、獣医師についても、医師の改定を考慮し、同様の引上げを行う。

### ニ 扶養手当

昨年の人事院勧告に準じて手当額の改定を行い、平成30年4月1日から実施する。

なお、各年度における具体的な手当額は、別表第8のとおりである。

## (3) 給与制度の総合的見直し

国においては、国家公務員の給与における諸課題に対応するため、平成26年の勧告時において、世代間の給与配分等の見直しを行うこととし、平成27年4月からの3年間で俸給表や諸手当の在り方を含めた給与制度の総合的見直しが実施されており、本委員会としても、本県の実情を考慮した上で、人事院勧告に準じた対応を行ってきたところである。

この給与制度の総合的見直しでは、給料表水準の引下げを実施しており、この際に講じた経過措置は、平成30年3月31日をもって廃止することとされている。また、当分の間の措置として、平成22年度から実施されている55歳を超える職員（行政職給料表6級相当以上）に対

する給料月額等の0.7%減額支給措置については、給与制度の総合的見直しによる給料表水準の引下げにより、適正化が図られていることなどから、国に準じて平成30年3月31日をもって廃止することとする。

#### (4) その他

##### イ 住居手当

住居手当については、人事院報告において、公務員宿舍の削減等により受給者の増加が続いており、今後、その動向を注視しつつ、職員の家賃負担の状況、民間における住宅手当の支給状況等を踏まえ、必要な検討を行っていくこととされたことから、今後も国及び他の都道府県の動向に留意し、必要な検討を行っていくこととする。

##### ロ 再任用職員の給与

再任用職員の給与の在り方については、人事院報告において、各府省における円滑な人事管理を図る観点から、民間企業の再雇用者の給与の動向、各府省における再任用制度の運用状況等を踏まえつつ、定年の引上げに向けた具体的な検討との整合性にも留意しながら、引き続き、必要な検討を行っていくこととされたことから、今後も国及び他の都道府県の動向に留意し、必要な検討を行っていくこととする。

##### ハ 交通用具使用者（普通自動車等の区分）に係る通勤手当

交通用具使用者（普通自動車等の区分）に係る通勤手当については、平成26年に手当額改定の勧告を行ったところである。

前回の見直しから算出の基礎としているガソリン価格等の変動も見られることから、それらの動向について、引き続き注視していくこととする。

## 2 人事管理

### (1) 東日本大震災からの復興及び将来を見据えた人事運営

東日本大震災から6年半が経過し、平成30年度からは宮城県震災復興計画に定める「発展期」を迎える。これまで、県民と県職員が一丸となった懸命の取組により、着実に復興の成果が得られつつあるが、震災からの単なる復旧にとどまらない抜本的な再構築を目指す本県の取組は、新たな段階に入ることとなる。

復興の進捗に伴って県が担うべき役割が変化し、また、行政ニーズが多様化していくことに的確に対応するためには、復興を担う職員を確保するとともに、職員一人一人の能力と意欲を十分に引き出すことにより、効率的で質の高い行政を行っていくことが、これまで以上に求められている。

職員の確保については、これまでも職員採用試験・選考考査における応募者確保対策を強化してきたほか、任期付職員の採用や他の自治体等からの派遣職員の受入により対応してきたところであるが、震災からの年月の経過や他地域における大規模災害の発生などにより、特に任期付職員や派遣職員の確保をめぐる環境は大きく変化している。引き続き必要な人員の確保に向けて、柔軟に様々な取組を行っていく必要があるほか、本県の復興業務がこうした年齢・経験等が異なる多様な職員により担われていることに鑑み、職員の能力を十分に発揮できるような機動的な組織運営及び人員配置に努める必要がある。

あわせて、昨年度改定された「みやぎ人財育成基本方針※」に基づき、職員一人一人の能力・意欲の向上を進めるなど人材育成に努め、優秀な職員による効率的で質の高い行政を実現していくことがより一層必要である。

県勢の発展に向けて、戦略的に取組を推進していく「発展期」を迎えるに当たり、復興後を見据えた人事運営の観点からは、今後の任期付職員や派遣職員の在り方のほか、職員の年齢や経験年数といった職員構成に偏りが生じることも懸念されることから、昇任管理等を含め、将来を見据えた人事運営について、長期的な視点で検討を重ねていく必要がある。

※ 本県では、県組織が常に県民に最適な行政サービスを提供できる組織であるために最も大切な財産である職員を「人財」と位置付け、その育成に係る方針を定めている。

## (2) 有為な人材の確保と女性職員の登用の拡大

震災からの復興をはじめとして、数多くの困難な課題を解決し、県勢を更に発展させるためには、県民の思いや市町村の意向を受け止め、揺るぎない信念と情熱を持ち、あらゆる困難を突破する前向きな行動力を持った有為な人材を確保することが必要である。

職員の採用に当たっては、こうした優秀な人材の確保を目的として、平成 27 年度から東京都において、平成 28 年度からは大阪市においても宮城県職員採用試験（大学卒業程度）第 1 次試験等を実施しているところであり、今年度の県外会場における受験申込者は全体の約 18% となる 170 人になるなど一定の成果が得られている。

一方、土木職や獣医師職など一部の技術系職種については、引き続き必要人員の確保が難しい状況が続いている。このような状況を踏まえ、土木職については平成 26 年度から民間企業等での職務経験者を対象とした採用試験を実施しているほか、獣医師職については、今年度から選考方法を変更し、専門性をより重視した選抜を行うなどして、従来以上に幅広く、有為な人材の確保に努めているところである。

これらの職種を含め、受験対象年齢人口の減少や民間企業等の採用動向に起因すると考えられる全体的な応募者の減少傾向が近年続いていることから、任命権者や関係機関等と綿密に連携しながら、職員採用試験等の応募者確保対策を一層強化していく必要がある。

女性の活躍推進については、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号）が昨年施行され、本県の特定事業主行動計画も策定されたところである。計画では、採用試験受験者等の女性割合、管理職・係長級以上に占める女性職員割合を目標数値として掲げており、これらの着実な実施に取り組む必要があるとともに、女性職員の個性と能力の発揮が本県の政策の質と行政サービスの向上につながるとの認識のもと、女性職員に対する仕事と出産・育児等の両立支援の充実を図りながら、更なる職域の拡大と研修の充実等により、意欲と能力のある女性職員のキャリア形成をより一層支援していく必要がある。

また、障害者の雇用については、これまでも毎年度、身体障害者を対象とした採用選考考査を実施し、雇用の促進に努めてきたところである。障害者に対する合理的配慮義務を定めた障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 46 号）が施行されたことを踏まえ、今年度から一部の競争試験においても点字試験を実施する取組を行っているところであるが、平成 30 年 4 月から法定雇用率が引き上げられることも踏まえ、引き続き任命権者と連携し、障害者の雇用の促進のための取組を適切に進めていく必要がある。

### (3) 能力・実績に基づく人事管理の推進

昨年4月から施行された地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律（平成26年法律第34号）により導入された人事評価制度は、職員一人一人の能力と意欲を十分に引き出し、効率的で質の高い行政を行っていく上で極めて重要な意義を持つものであり、人事評価制度の試行及び初年度の検証結果を十分に踏まえ、職員の能力・実績が適正に評価され、人事配置や昇任管理、給与への反映、さらに人材育成に生かされることにより、職員の勤務意欲を向上させる制度として定着させていくことが求められている。また、人事評価のプロセスは個々の職員に対する人材育成のまたとない機会となるものであり、この機会を捉えた人材育成のための効果的な取組が期待される場所である。

### (4) 高齢層職員の能力及び経験の活用

地方公務員の定年は、地方公務員法の規定により国家公務員の定年を基準として条例で定めることとされており、本県においても職員の定年等に関する条例（昭和59年宮城県条例第3号）により原則60歳と規定されているところである。年金支給開始年齢の65歳への段階的な引上げに伴う雇用と年金の接続について、国は定年退職する職員が年金支給開始年齢に達するまで、再任用することとしてきたが、現在、関係府省の局長級を構成員とする公務員の定年の引上げに関する検討会が設置されるなど、定年引上げに向けた動きもみられることから、引き続き国における検討状況等の動向を注視し、適切に対応していくことが必要である。

本県職員の年齢別構成をみると、50歳以上の職員が全体の32.8%を占めるなど、本県においても高齢層職員の能力及び経験の活用は今後大きな課題となるものと考えられる。現状においては、豊富な経験を有する定年退職した職員は再任用職員となる場合が多いが、再任用職員の増加に伴い、職員が定年前に培った貴重な業務ノウハウ等を組織として効果的に後輩世代に継承できるような配属先の決定や担当業務の割り振り、また、再任用職員の更なる能力開発に一層の工夫が必要となるほか、職位などの処遇、新規採用職員数への影響、個々の職員の希望する勤務時間への対応の可否などの再任用制度及び運用の課題についても、本県の職務や任用の実態に即した検討を引き続き進めていく必要がある。

### (5) 地方公務員法及び地方自治法の一部改正への対応

本年5月に地方公務員の臨時・非常勤職員について、特別職の任用及び臨時的任用の適正を確保し、一般職の会計年度任用職員の任用等に関する制度の明確化を図るとともに、会計年度任用職員に対する給付についての規定を定めた地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成29年法律第29号）が公布され、平成32年4月から施行されることとなったことから、改正法の趣旨も踏まえ、今後の非常勤職員等の任用・勤務条件の在り方について、適切に検討を進め対応する必要がある。

## 3 公務運営の改善

### (1) 時間外勤務の縮減と健康管理対策の推進

東日本大震災からの復興事業が進展する中、職員の長時間にわたる時間外勤務については、健康面やワーク・ライフ・バランスへの影響を考慮し、重要な課題の一つとしてこれまでも言及してきたところである。民間企業における長時間労働の是正について、本年3月に決定され

た「働き方改革実行計画」（働き方改革実現会議決定）に基づき、時間外労働の上限規制などが議論されている。このような社会情勢の中、本県においても職員の働き方改革の推進が求められている。

職員の平成 28 年度における時間外勤務の状況は、一部においては前年度に比べ減少したが、全体としては 1 人当たり月平均 15.0 時間で増加している。また、月 80 時間を超える長時間の時間外勤務に従事した職員も、引き続き一定程度見受けられる。県教育委員会で実施している県立学校での正規の勤務時間外における在校時間の調査結果でも、在校時間が月 80 時間を超えたことのある教職員の割合は 4 分の 1 以上で、依然として多い状況にある。

時間外勤務の縮減は、職員の健康維持、公務能率の向上とともに、ワーク・ライフ・バランスの推進にも資する重要な課題である。

各任命権者においては、朝型勤務の実施、定時退庁日の確保や年間の時間外勤務の上限を設定するなど、ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた取組を行っているが、特定の職員に長時間又は長期にわたり過度な業務が集中することのないよう、なお一層の取組が必要である。

なお、教職員の長時間勤務解消については、中央教育審議会での検討や文部科学省の実現に向けた取組についても注視していく必要がある。

また、各所属においては適切な事務配分、業務の見直しを行い、管理監督者には勤務時間及び業務の進行管理などを適正に行うことが求められるところである。

あわせて、職員の健康管理は、組織運営や業務遂行の上でも重要不可欠であり、各職員が計画的に休暇を取得して適度に休養をとり、心身の健康保持に努めることが必要である。

年次有給休暇の取得状況については、取得日数が 5 日以下の職員の割合が全体の職員の 4 分の 1 を下回る状況となるなど、やや改善の傾向が見られる。管理監督者が、職員において年次有給休暇をはじめとした各種休暇等を取得しやすい職場環境を整備するとともに、職員の健康保持への配慮が必要である。

メンタルヘルスについては、復興業務が長期間に及ぶ中、疲労やストレスの蓄積から職員の心身の健康が損なわれることが懸念されており、各任命権者では、心の不調発生の未然防止・早期対応のための様々な取組を組織的に行っているところである。

管理監督者には職場環境の改善、職員の日頃の健康状態の把握や不調者への適切な対応等、メンタルヘルスケアの実践が強く求められる。

なお、国家公務員においては、昨年度からフレックスタイム制の適用が全職員に拡充され、子育て・介護中の職員を中心に活用が図られている。このほか、他の地方公共団体等においてもモバイルワーク、サテライトオフィス等のテレワークについて試験的に導入する例がみられる。

このような柔軟な働き方への対応については、本県の実情、制度導入による効果や業務運営への影響、導入に向けた環境整備等を考慮しつつ、具体的な検討が必要である。

## (2) 仕事と生活の両立支援

少子高齢化が急速に進展している現代社会においては、誰もがその能力を発揮して活躍できる社会の実現が重要な課題とされている。本県においても、全ての職員がそれぞれの職責を果たし、キャリア形成も進めながら、ワーク・ライフ・バランスの実現を図っていくことが肝要

である。

特に、仕事と育児や介護との両立支援については、国や民間企業の動向のほか、各種制度の利用状況や職員のニーズ等を踏まえ、制度の見直しを行ってきたところである。

両立支援制度については、制度の整備とともに、職場全体でその制度趣旨を十分理解し、支援を必要とする職員が必要な制度を適時利用できる環境を整えることが重要である。

育児や介護に関する特別休暇の承認数や育児休業の取得率は徐々に増えてきているものの、各任命権者においては、引き続き職員に対し、育児休業、介護休暇等の両立支援制度の定着に向けた普及啓発を十分行い、その制度を必要とする職員の誰もが気兼ねなく利用できる職場環境の整備を推進していく必要がある。

### (3) 服務規律の徹底

平成 28 年度においては 26 人の職員が懲戒処分を受けており、一部の職員の非行や不祥事によって県政全体への信頼を損ないかねない状況が引き続き発生していることは誠に遺憾である。処分事案の内容としては、未成年者へのわいせつ行為による逮捕事案のほか、飲酒運転による事案等も依然として発生しており、こうした不祥事の背景には、危機意識の欠如や公務員としての使命感・倫理観の不足があると考えざるを得ない状況である。

復興事業に官民一体で取り組んでいる中で、本県職員には公務に対する信頼を損なうことのないよう高い公務員倫理を保持し、日々の職務に当たることが求められている。

各任命権者においては、これまで以上に服務規律の徹底を図り、不祥事の発生防止に努めるとともに、それぞれの職員においても、公務に携わる者としての使命感と緊張感を保持し、自らの行動を律するよう努める必要がある。

また、各任命権者においては、ハラスメント防止に関する職員への意識啓発、相談体制の整備等を進めているが、職員の健康や、公務能率の維持の観点から、引き続きハラスメント防止に向け、職員一体となって風通しのよい職場環境の維持について取り組んでいくことが不可欠である。

## 4 実施の要請

人事委員会の給与勧告制度は、職員は憲法で保障された労働基本権が制約されているため、その代償措置として、情勢適応の原則に基づき職員の給与水準を民間の給与水準に合わせるとともに、必要な給与制度の見直しを行うことにより、職員の適正な処遇を確保しようとするものである。

本年は、宮城県震災復興計画 10 年間の計画期間における 7 年目、東日本大震災からの復興において、再生に向けたインフラ整備などを充実させる「再生期」（H26～H29）の最終年となり、職員は、それぞれの分野において、復興の歩みを着実に進めるべく、不断の努力を重ねている。また、来年度からは、県勢の発展に向けて戦略的に取組を推進していく「発展期」となることから、職員には、引き続き県民の県政に対する期待と信頼に応え、強い使命感と高い士気を持って職務に精励することが強く求められている。

このような中であって、本委員会は、勧告制度の趣旨に基づき検討した結果、民間企業の月例給及び特別給の支給状況を踏まえ、職員の月例給及び特別給を引き上げることとした。

以上のとおり、職員に対し適正な処遇を確保し、職員の努力や実績に報いることは、職員の士気の維持・高揚や有為な人材の確保・育成につながるものであり、あわせて、公務員給与に対する県民の信頼を確保することは、将来にわたって県の行政運営の安定を図るための基盤となるものである。

については、人事委員会の勧告制度の意義や役割に深い理解を示され、別紙第2の勧告どおり実施されるよう要請する。

(別表第7及び別表第8省略)

## 別紙第2

### 勸 告

本委員会は、別紙第1の報告に基づき、次の事項を実現するため、職員の給与に関する条例（昭和32年宮城県条例第29号）、一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年宮城県条例第9号）及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成15年宮城県条例第10号）を改正することを勧告する。

#### 1 職員の給与に関する条例の改正

##### (1) 給料表

現行の給料表を別記第1のとおり改定すること。

##### (2) 諸手当

###### イ 勤勉手当

###### (イ) 平成29年12月期の支給割合

###### a b以外の職員

勤勉手当の支給割合を0.95月分（再任用職員にあつては、0.45月分）とすること。

###### b 特定幹部職員

勤勉手当の支給割合を1.15月分（再任用職員にあつては、0.55月分）とすること。

###### (ロ) 平成30年6月期以降の支給割合

###### a b以外の職員

6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.9月分（再任用職員にあつては、それぞれ0.425月分）とすること。

###### b 特定幹部職員

6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ1.1月分（再任用職員にあつては、それぞれ0.525月分）とすること。

###### ロ 初任給調整手当

(イ) 医療職給料表（一）の適用を受ける医師及び歯科医師に対する支給月額を414,300円とすること。

(ロ) 医療職給料表（一）以外の給料表の適用を受ける医師及び歯科医師で、医学又は歯学に関



する専門的知識を必要とする職にあるものに対する支給月額の限度を 50,700 円とすること。

(ハ) 獣医学に関する専門的知識を必要とする職にあるものに対する支給月額の限度を 35,200 円とすること。

#### ハ 扶養手当

(イ) 配偶者に係る手当の月額を 6,500 円（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が 8 級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員（(ロ)において「特定職員」という。）にあっては、3,500 円）とし、子に係る手当の月額（扶養親族たる子のうちに満 15 歳に達する日後の最初の 4 月 1 日から満 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子がいる場合にあっては、職員の給与に関する条例第 10 条第 4 項の規定により加算される前の額）を 1 人につき 10,000 円とすること。

(ロ) 特定職員に対して支給する配偶者及び子以外の扶養親族に係る手当の月額を 1 人につき 3,500 円とすること。

(ハ) 職員に配偶者がいない場合の扶養親族 1 人に係る手当の月額を 11,000 円とする取扱いを廃止すること。

(ニ) 行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が 9 級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員に対しては扶養手当（子に係る手当を除く。）を支給しないこととすること。

#### (3) 55 歳を超える職員の給料月額の減額支給等

職員の給与に関する条例附則第 29 項から第 32 項までの規定による 55 歳を超える職員の給料月額の減額支給等の期間を、平成 30 年 3 月 31 日までの間とすること。

## 2 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の改正

### (1) 給料表

現行の給料表を別記第 2 のとおり改定すること。

### (2) 特定任期付職員の期末手当

#### イ 平成 29 年 12 月期の支給割合

期末手当の支給割合を 1.675 月分とすること。

#### ロ 平成 30 年 6 月期以降の支給割合

6 月及び 12 月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ 1.65 月分とすること。

## 3 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の改正

### (1) 給料表

現行の給料表を別記第 3 のとおり改定すること。

### (2) 期末手当

#### イ 平成 29 年 12 月期の支給割合

期末手当の支給割合を 1.675 月分とすること。

#### ロ 平成 30 年 6 月期以降の支給割合

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.65月分とすること。

#### 4 改定の実施時期等

##### (1) 改定の実施時期

この改定は、平成29年4月1日から実施すること。ただし、1の(2)のイの(イ)、2の(2)のイ及び3の(2)のイについては平成29年12月1日から、1の(3)についてはこの勧告を実施するための条例の公布の日から、1の(2)のイの(ロ)、同(2)のハ、2の(2)のロ及び3の(2)のロについては平成30年4月1日から実施すること。

##### (2) 扶養手当の月額等の特例措置

イ 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間における扶養手当の月額等については、1の(2)のハの(イ)中「6,500円（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員（ロ）において「特定職員」という。）にあっては、3,500円」とあるのは「10,000円」と、「10,000円」とあるのは「8,000円」とし、1の(2)のハの(ロ)中「3,500円」とあるのは「6,500円」とし、1の(2)のハの(ハ)中「11,000円とする取扱いを廃止する」とあるのは「子にあっては10,000円とし、子以外の扶養親族にあっては9,000円とする」とし、1の(2)のハの(ニ)中「職員に対しては扶養手当（子に係る手当を除く。）を支給しないこと」とあるのは「職員に対して支給する配偶者及び子以外の扶養親族に係る手当の月額を1人につき6,500円」とすること。

ロ 平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間における扶養手当の月額等については、1の(2)のハの(イ)中「6,500円（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員（ロ）において「特定職員」という。）にあっては、3,500円」とあるのは「6,500円」とし、1の(2)のハの(ロ)中「3,500円」とあるのは「6,500円」とし、1の(2)のハの(ニ)中「職員に対しては扶養手当（子に係る手当を除く。）を支給しないこと」とあるのは「職員に対して支給する配偶者及び子以外の扶養親族に係る手当の月額を1人につき6,500円」とすること。

ハ 平成32年4月1日から平成33年3月31日までの間における扶養手当の月額等については、1の(2)のハの(ニ)中「職員に対しては扶養手当（子に係る手当を除く。）を支給しないこと」とあるのは、「職員に対して支給する子以外の扶養親族に係る手当の月額を1人につき3,500円」とすること。

（別記第1から別記第3まで省略）

### 3 公平審査事務

職員の基本的な権利として、経済的権利を支える勤務条件に関する措置要求権と身分保障を支える不利益処分に対する審査請求権があり、これらの権利を保障する機関として、本委員会は、本県職員及び公平委員会事務を受託する市町村等の職員から提出された「勤務条件に関する措置の要求」及び「不利益処分についての審査請求」の事案に係る公平審査を行っている。

また、職員からの勤務条件その他の人事管理に関する苦情の申出や相談への対応を行っている。

#### (1) 勤務条件に関する措置の要求（地方公務員法第8条第1項第9号・第2項第1号関係）

職員は、給与、勤務時間その他の勤務条件に関して、人事委員会に対し地方公共団体の当局により適当な措置が執られるべきことを要求することができる（地方公務員法第46条）。

措置要求があったときは、人事委員会は事案について審査を行い、事案を判定し、その結果に基づいて、その権限に属する事項については自らこれを実行し、その他の事項については、当該事項に関し権限を有する地方公共団体の機関に対して、必要な勧告をしなければならないこととされている（地方公務員法第47条）。

平成29年度における勤務条件に関する措置の要求の事案の処理状況は次表のとおりである。

○ 県

（平成30年3月31日現在）

事 案 名	措置要求 年 月 日	措置要求者	要 求 の 概 要	処理年月日及び 処理経過等
平成28年(措) 第1号事案	28.3.24	教育委員会 職 員	男女別休養室及び休憩設備の設置	29.7.19 取下げ
平成29年 受理前案件	29.3.22	知事部局 職 員	業務分担の見直し、事業施行の延期	29.6.29 取下げ

#### (2) 不利益処分についての審査請求（地方公務員法第8条第1項第10号・第2項第2号関係）

職員は、任命権者から懲戒その他その意に反すると認められる不利益な処分を受けたときは、人事委員会に対して行政不服審査法による審査請求をすることができる（地方公務員法第49条の2）。

審査請求があった場合、人事委員会は事案を審査し、その結果に基づいて、任命権者の処分を適法かつ妥当と認めるときにはその処分を承認し、当該処分を違法又は不当と認めるときにはその処分を取り消し、又は修正する裁決を行う。また、必要がある場合には、職員がその処分によって受けた不当な取扱いを是正するよう必要かつ適切な措置を任命権者に対し指示しなければならないこととされている（地方公務員法第50条）。

平成29年度における審査請求（不服申立て）の事案の処理状況は次表のとおりである。

## ○ 県

(平成 30 年 3 月 31 日現在)

事 案 名	審 査 請 求 日 年 月 日	審 査 請 求 人	処 分 者	処 分 の 内 容	処 分 理 由	処 理 年 月 日 及 び 処 理 経 過 等
平成 27 年(不) 第 2 号 事 案	27.10.21	教育委員会 職 員	教育委員会	休職の延長	心身の故障	29.6.20 棄却
平成 28 (審) 第 1 号 事 案	28.11.2	教育委員会 職 員	教育委員会	休職の延長	心身の故障	30.3.19 棄却
平成 29 年(審) 第 2 号 事 案	29.8.10	教育委員会 職 員	教育委員会	懲戒免職	信用失墜行為	審査中
平成 29 年(再) 第 1 号 事 案	29.9.17	教育委員会 職 員	教育委員会	休職の延長	心身の故障	29.12.22 棄却
平成 29 年(審) 第 3 号 事 案	29.10.30	知 事 部 局 職 員	知 事	戒 告	信用失墜行為	審査中
平成 29 年(審) 第 4 号 事 案	29.11.2	教育委員会 職 員	教育委員会	分限免職	心身の故障 適格性欠如	審査中
平成 29 年 不 受 理 案 件	30.1.23	教育委員会 職 員	教育委員会	休職の延長	心身の故障	30.2.7 却下
平成 29 年 不 受 理 案 件	30.1.23	教育委員会 職 員	教育委員会	休職の延長	心身の故障	30.2.7 却下

## ○ 市町村等

(平成 30 年 3 月 31 日現在)

事 案 名	審 査 請 求 日 年 月 日	審 査 請 求 人	処 分 者	処 分 の 内 容	処 分 理 由	処 理 年 月 日 及 び 処 理 経 過 等
平成 29 年(審) 第 1 号 事 案	29.7.13	受 託 団 体 職 員	受託団体の長	減給 1 月	信用失墜行為	審査中

## (3) 職員の苦情処理（地方公務員法第 8 条第 1 項第 11 号・第 2 項第 3 号関係）

苦情相談は、勤務条件その他の人事管理に関する悩みや苦情についての相談を受け付け、職員が将来に向けてその職場において安心して職務に専念できるようにすることを目的に実施している。

平成 29 年度における職員の苦情処理状況は次表のとおりである。

(平成 30 年 3 月 31 日現在)

項 目	県	市 町 村 等	合 計
任 用 関 係	0	0	0
給 与 関 係	0	0	0
勤 務 条 件 ・ 服 務 関 係	4	1	5
厚 生 ・ 福 祉 関 係	0	0	0
公 平 審 査 関 係	0	1	1
セクハラ・いじめ関係	1	6	7
そ の 他	3	2	5
合 計	8	10	18

#### 4 公平委員会受託事務（地方公務員法第7条第4項に基づく事務の受託）

公平委員会を置くこととされている地方公共団体は、議会の議決を経て定める規約により、他の地方公共団体の人事委員会に委託して、その公平委員会が処理すべき勤務条件に関する措置要求の審査、不利益処分に関する審査請求の審査、管理職員等の範囲の決定、職員団体の登録に関する事務などを処理させることができるとされている（地方公務員法第7条第4項及び地方自治法第252条の14）。

これにより、平成30年4月1日現在、次の49団体の事務を受託している。

- (1) 市 町 村            12市, 20町, 1村      計33団体
- (2) 一部事務組合    15団体
- (3) 広域連合        1団体

受 託 団 体 名						
(市)		(町)			(村)	
塩竈市	岩沼市	蔵王町	丸森町	大和町	女川町	大衡村
気仙沼市	登米市	七ヶ宿町	亘理町	大郷町	南三陸町	
白石市	栗原市	大河原町	山元町	色麻町		
名取市	東松島市	村田町	松島町	加美町		
角田市	大崎市	柴田町	七ヶ浜町	涌谷町		
多賀城市	富谷市	川崎町	利府町	美里町		
(一部事務組合)				(広域連合)		
石巻地区広域行政事務組合		宮城東部衛生処理組合		宮城県後期高齢者医療広域連合		
仙南地域広域行政事務組合		白石市外二町組合				
大崎地域広域行政事務組合		宮城県市町村非常勤消防団員				
気仙沼・本吉地域広域行政事務組合		補償報償組合				
黒川地域行政事務組合		塩釜地区消防事務組合				
亘理地区行政事務組合		宮城県市町村職員退職手当組合				
色麻町外一市一ヶ村花川ダム管理組合		宮城県市町村自治振興センター				
亘理名取共立衛生処理組合		加美郡保健医療福祉行政事務組合				

#### 5 公立学校の学校医等の公務災害補償審査事務

本委員会は、公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律（昭和32年法律第143号）第5条第1項の規定に基づき、県立学校及び当委員会に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務上の災害の認定、療養の方法、補償金額の決定その他補償の実施に関して異議のある者の審査の請求について、審査し、裁定を行うこととされている。

なお、これまで同法の規定に基づく審査の請求はなされていない。

## 6 職員団体等関係事務

地方公務員法に規定する職員団体は、職員がその勤務条件の維持改善を図ることを目的として組織する団体又はその連合体である（地方公務員法第 52 条第 1 項）。

ただし、当局側の利益を代表する職員（管理職員等）とそれ以外の職員とが混在して組織する団体は、職員の利益を適正に代表するための健全な基礎を欠くことになるので、地方公務員法上、職員団体とは認められていない。

同法による管理職員等の定義は、次のとおり規定されており、その具体的な範囲については、労使間で紛議を生じないよう人事委員会又は公平委員会の規則で定めることとされている（地方公務員法第 52 条第 3 項，第 4 項）。

（管理職員等の範囲）

- (1) 重要な行政上の決定を行う職員
- (2) 重要な行政上の決定に参画する管理的地位にある職員
- (3) 職員の任免に関して直接の権限を持つ監督的地位にある職員
- (4) 職員の任免、分限、懲戒若しくは服務、職員の給与その他の勤務条件又は職員団体との関係についての当局の計画及び方針に関する機密の事項に接し、そのためにその職務上の義務と責任とが職員団体の構成員としての誠意と責任とに直接に抵触すると認められる監督的地位にある職員
- (5) その他職員団体との関係において当局の立場に立って遂行すべき職務を担当する職員

次に、職員団体には、登録という制度がある。これは、職員団体が自主的かつ民主的に組織され、運営されていることを中立機関である人事委員会が公証する制度であり、この登録を受けた職員団体には次のような附加的利便が認められる。

- (1) 交渉における地位（地方公務員法第 55 条第 1 項）

登録された職員団体から適法な交渉の申入れがあったときは、地方公共団体の当局はその申入れに応ずべき地位に立つ。

- (2) 法人格の取得（職員団体等に対する法人格付与に関する法律第 3 条第 1 項）

登録された職員団体は、法人となる旨を人事委員会又は公平委員会に申し出ることにより法人となることができる。

- (3) 在籍専従職員の選任（地方公務員法第 55 条の 2）

職員は、任命権者の許可を受けて、登録された職員団体の役員としてその業務に専ら従事することができる。

ただし、職員団体が登録を受けるか否かは自由であり、また、それによって地方公共団体の当局との交渉に関する基本的な地位に差があるものではない。

なお、本委員会において、現在登録している職員団体は次のとおりである。

## 職員団体の登録状況（地方公務員法第53条関係）

（平成30年3月31日現在）

番号	職員団体の名称	登録年月日	事務所の所在地	法人となる旨の申し出	29年度中の変更登録状況	備考
1	宮城県職員組合	S 41.10.8	仙台市	○	役員変更	職員団体登録証明
2	宮城県教職員組合	41.10.8	仙台市	○	役員変更	
3	南三陸町職員組合	41.10.8	南三陸町		役員変更	
5	宮城県高等学校・障害児学校教職員組合	41.10.12	仙台市	○	役員変更	
6	東松島市職員組合	41.12.20	東松島市	○	役員変更	
7	美里町職員組合	41.12.20	美里町	○	役員変更	
8	栗原市職員労働組合	41.12.20	栗原市	○	役員変更	
9	大河原町職員組合	41.12.20	大河原町	○	役員変更	
11	蔵王町職員組合	41.12.20	蔵王町	○	役員変更	
12	角田市職員労働組合	41.12.20	角田市	○	役員変更	
14	気仙沼市職員労働組合	42.3.29	気仙沼市			
16	川崎町職員労働組合	42.7.14	川崎町		役員変更	
18	村田町職員組合	42.11.14	村田町		役員変更	
21	七ヶ宿町職員組合	43.10.28	七ヶ宿町	○	役員変更	
28	松島町職員組合	48.2.13	松島町			
29	仙南地域広域行政事務組合職員組合	48.4.26	角田市	○		
30	登米市職員組合	48.8.15	登米市	○	役員変更	
34	七ヶ浜町職員組合	50.4.15	七ヶ浜町		役員変更	



番号	職員団体の名称	登録年月日	事務所の所在地	法人となる旨の申し出	29年度中の変更登録状況	備考
39	白石市職員組合	62.4.1	白石市	○		
40	石巻地区広域行政事務組合職員労働組合	H6.11.29	石巻市	○	役員変更	
42	宮城高校教育ネットワークユニオン	9.11.14	仙台市	○	役員変更	
43	気仙沼市立病院職員労働組合	10.6.19	気仙沼市		役員変更, 規約変更, 所在地変更	
44	岩沼市職員労働組合	11.3.3	岩沼市	○		
45	亘理名取共立衛生処理組合労働組合	11.11.16	岩沼市		役員変更	
46	大崎広域職員労働組合	12.8.17	大崎市	○	役員変更	
49	名取市職員労働組合	21.4.15	名取市		役員変更	
50	大郷町職員組合	24.12.18	大郷町	○	役員変更	
51	公立刈田総合病院職員組合	26.3.27	白石市	○	役員変更	
52	塩釜市職員労働組合	29.4.1	塩竈市		規約変更	平成29年4月 塩竈市から登録承継

※ 公立志津川病院職員組合（H21.2.18登録）については、H29.12.22付けで解散届を受理した。

従来、職員以外の構成員を有するなどの理由によって職員団体登録制度の登録要件を満たすことができない職員団体は、地方公務員法第54条の規定により法人格を取得することができなかった。しかし、昭和53年9月に「職員団体等に対する法人格の付与に関する法律」が制定されたことにより、認証機関（人事院、最高裁判所、人事委員会及び公平委員会であり、当該団体の構成員等による区分に応じて規定される。）による規約の認証を受けて法人格を取得する途が開かれた。

現在、本委員会が認証しているのは次の1団体である。

#### 職員団体の規約の認証の状況（職員団体等に対する法人格の付与に関する法律関係）

（平成30年3月31日現在）

職員団体等の名称	規約の認証年月日	主たる事務所の所在地	職員団体等の種別
全日本自治団体労働組合 宮城県本部	S55.4.21	仙台市青葉区二日町7番23号	混合連合団体

## 7 勤務時間等関係事務

- (1) 職員の勤務時間，休暇等に関する条例（平成7年宮城県条例第7号），学校職員の勤務時間，休暇等に関する条例（平成7年宮城県条例第8号），職員の勤務時間，休暇等に関する規則（人事委員会規則8－5）及び学校職員の勤務時間，休暇等に関する規則（人事委員会規則8－6）の規定に基づき，職員及び学校職員に係る週休日及び勤務時間の割振りの協議，特別休暇等の承認を行うこととなっているが，平成29年度において承認等はなかった。
  
- (2) 職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和26年宮城県条例第8号），職務に専念する義務の特例に関する規則（人事委員会規則9－1）の規定に基づき，職務に専念する義務を免除する特例について，任命権者が特に必要と認めた場合，本委員会が定めることとなっているが，平成29年度において定めた特例はなかった。

## 8 労働基準監督関係事務

### (1) 労働基準監督機関の職権行使について

地方公務員には、原則として労働基準法、労働安全衛生法その他の労働関係法令等が適用されることとなっている（地方公務員法第 58 条第 3 項）。これら労働関係法令等に基づく職員の勤務条件に関する労働基準監督機関の職権は労働基準法別表第 1 の号別区分により、現業事業場に従事する職員については労働基準監督署が、非現業事業場に従事する職員については人事委員会（本県においては人事委員会委員長）が、それぞれ行使することとなっている（地方公務員法第 58 条第 5 項）。職権行使に当たっての各事業場の号別区分においては、本委員会と宮城労働局とで協議して決定しており、その内容は表のとおりである。

人事委員会が行う職権行使の主な内容は、労働基準法に基づくものでは解雇予告除外認定（第 20 条）、時間外・休日労働に関する協定届の受理（第 36 条）、宿日直勤務の許可（第 41 条）等であり、労働安全衛生法に基づくものではボイラー等に係る設置届の受理（第 88 条）、落成検査（第 38 条）等の実施である。

### ○ 人事委員会が職権を行使する事業所

（平成 30 年 4 月 1 日現在）

労働基準法の号別等		事業場名	
12 号	教育、研究又は調査の事業	知事部局	
		総務部	公務研修所，公文書館，消防学校
		環境生活部 保健福祉部 経済商工観光部	保健環境センター，環境放射線監視センター 高等看護学校，子ども総合センター 産業技術総合センター，高等技術専門校（白石，仙台，大崎，石巻，気仙沼），仙台人材開発センター，宮城障害者職業能力開発校
	農林水産部	農業大学校，農業大学校水田経営学部・畜産学部教場（2），農業・園芸総合研究所，古川農業試験場，畜産試験場，林業技術総合センター，水産技術総合センター（漁業調査指導船「みやしお」，漁業調査指導船「開洋」を除く。），水産技術総合センター気仙沼水産試験場，水産技術総合センター内水面水産試験場，水産技術総合センター水産加工開発チーム，水産技術総合センター養殖生産チーム	
	教育委員会	総合教育センター，視覚支援学校（寄宿舎を除く。），聴覚支援学校（分校を含み，寄宿舎を除く。），支援学校（17）（分校を含み，寄宿舎を除く。），高等学校（74）（分校，定時制単独校，学校附設の寄宿舎を含む。実習農場は本校に含める。），中学校（2），図書館，美術館，自然の家（3），多賀城跡調査研究所，東北歴史博物館	
	警察本部	警察学校	

労働基準法の号別等	事業場名	
官公署	本庁	知事部局，教育庁，議会事務局，選挙管理委員会事務局，人事委員会事務局，監査委員事務局，労働委員会事務局，収用委員会事務局，海区漁業調整委員会事務局，警察本部
	知事部局 総務部 震災復興・企画部 環境生活部 保健福祉部 経済商工観光部 農林水産部 土木部	県税事務所（大河原，仙台南，仙台中，仙台北，塩釜，北部，東部，気仙沼），県税事務所地域事務所（栗原，登米），仙台中央県税事務所扇町出張所，防災ヘリコプター管理事務所 東京事務所 動物愛護センター 児童相談所（中央（一時保護班を除く。），北部，東部），東部児童相談所気仙沼支所，女性相談センター，リハビリテーション支援センター 大阪事務所，大阪事務所名古屋産業立地センター，地方振興事務所（大河原，仙台（水産漁港部を除く。），北部，東部（水産漁港部を除く。），気仙沼（水産漁港部を除く。），地方振興事務所地域事務所（栗原・登米），計量検定所 農業改良普及センター（大河原，亘理，仙台，大崎，美里，栗原，登米，石巻，本吉），病害虫防除所，家畜保健衛生所（大河原，仙台，北部，東部），漁業取締船（うみわし，うみたか） 気仙沼土木事務所弘川ダム管理事務所，東部土木事務所登米地域事務所長沼ダム管理事務所，地方ダム総合事務所（仙台，大崎，栗原），仙台地方ダム総合事務所ダム管理事務所（樽水，大倉，七北田，南川，宮床，惣の関），大崎地方ダム総合事務所ダム管理事務所（漆沢，化女沼，上大沢，岩堂沢，二ツ石），栗原地方ダム総合事務所ダム管理事務所（花山，荒砥沢，小田，栗駒）
	教育委員会	教育事務所（大河原，仙台，北部，東部，南三陸）
	警察本部	機動警ら隊，鉄道警察隊，機動捜査隊，科学捜査研究所，運転免許課（運転免許センターを含む。），運転教育課，交通機動隊，高速道路交通警察隊（分駐隊を含む。），機動隊，警察署（24）（交番，駐在所及び警備派出所を含む。）

○ 労働基準監督署が職権を行使する事業所

(平成30年4月1日現在)

労働基準法の号別等		事業場名	
1号	物の製造, 改造, 加工, 修理, 洗浄, 選別, 包装, 装飾, 仕上, 販売のためにする仕立, 破壊若しくは解体又は材料の変造の事業	企業局	大崎広域水道事務所, 仙南・仙塩広域水道事務所, 仙南・仙塩広域水道事務所工業用水道管理事務所
		警察本部	自動車整備工場
3号	土木, 建築その他工作物の建設, 改造, 保存, 修理, 変更, 破壊, 解体又はその準備の事業	知事部局 経済商工観光部 農 林 水 産 部 土 木 部	地方振興事務所水産漁港部 (仙台, 東部, 気仙沼) 王城寺原補償工事事務所 土木事務所 (大河原, 仙台, 北部, 東部, 気仙沼), 土木事務所地域事務所 (栗原・登米), 港湾事務所 (仙台塩釜, 石巻), 下水道事務所 (中南部, 東部)
7号	動物の飼育又は水産動植物の採捕若しくは養殖の事業その他の畜産, 養蚕又は水産の事業	知事部局 農 林 水 産 部	水産技術総合センター漁業調査指導船「みやしお」, 漁業調査指導船「開洋」
		教育委員会	海洋総合実習船「宮城丸」
13号	病者又は虚弱者の治療, 看護その他保健衛生の事業	知事部局 環 境 生 活 部 保 健 福 祉 部	食肉衛生検査所 保健福祉事務所 (仙南, 仙台, 北部, 東部, 気仙沼), 保健福祉事務所地域事務所 (栗原・登米), 仙台保健福祉事務所支所 (岩沼・黒川), 中央児童相談所一時保護班, さわらび学園, 精神保健福祉センター
		教育委員会	視覚支援学校寄宿舎, 聴覚支援学校寄宿舎, 船岡支援学校寄宿舎, 支援学校小牛田高等学園寄宿舎, 支援学校岩沼高等学園寄宿舎, 支援学校女川高等学園寄宿舎
14号	旅館, 料理店, 飲食店, 接客業又は娯楽場の事業	知事部局 総 務 部 経済商工観光部	職員寮 (10) 松島公園管理事務所
		警察本部	警察職員寮 (6)
官公署		企 業 局	本局

(2) ボイラー等の事務処理状況について

ボイラー等危険性の高い機械の操作に従事している職員の安全を確保するため、労働安全衛生法やボイラー及び圧力容器安全規則の規定により人事委員会がボイラー及び圧力容器の設置届等の受理、落成検査等を実施することになっている。

なお、性能検査については、厚生労働大臣の登録を受けた登録性能検査機関（性能検査の代行機関）が実施している。

① 特定機械等の設置及び性能検査の状況（労働安全衛生法第 41 条関係）

区 分 種類・年度		設 置 基 数				性 能 検 査 基 数			
		知事 部 局	教 育 委 員 会	警 察 本 部	計	知事 部 局	教 育 委 員 会	警 察 本 部	計
ボ イ ラ ー	29	11	21	6	38	11	21	6	38
	28	11	21	6	38	11	19	6	36
第一種圧力容器	29	10	13	1	24	10	12	1	23
	28	10	13	1	24	10	13	1	24
ゴ ン ド ラ	29	3	2	0	5	3	2	0	5
	28	3	2	0	5	3	2	0	5
ク レ ー ン 等	29	0	2	0	2	0	0	0	0
	28	0	2	0	2	0	2	0	2
計	29	24	38	7	69	24	35	7	66
	28	24	38	7	69	24	36	7	67

(注1) 本表中の「設置基数」については平成 30 年 3 月 31 日現在の状況（休止中も含む。）であり、「性能検査基数」については平成 29 年度中の実施状況である。

(注2) クレーン等には、クレーンのほか移動式クレーンが含まれる（以下同じ）。

② ボイラー等の設置届等の状況（労働安全衛生法第 38 条・88 条・100 条関係）

		ボ イ ラ ー	第 一 種 圧 力 容 器	ゴ ン ド ラ	ク レ ー ン 等	計
設 置 届	事業場数	—	1	—	—	1
	基 数	—	1	—	—	1
設 置 報 告 書	事業場数	—	—	—	—	—
	基 数	—	—	—	—	—
落 成 検 査	事業場数	—	1	—	—	1
	基 数	—	1	—	—	1
使 用 再 開 検 査	事業場数	—	—	—	—	—
	基 数	—	—	—	—	—

(注) 事業場数の計はのべ事業場数である。

③ ボイラー等の落成検査の状況（労働安全衛生法第 38 条関係）

事業場名	種類	使用検査番号	内容積 又は伝熱面積	設置届受理年月日	落成検査年月日
農業 高等学校	第一種 圧力容器	宮 18009	内容積 0.95 m <sup>3</sup>	平成 30 年 2 月 19 日	平成 30 年 3 月 27 日

④ ボイラー等の廃止届等の状況

		ボイラー	第一種圧力容器	ゴンドラ	クレーン等	計
廃止届	事業場数	—	1	—	—	1
	基数	—	1	—	—	1
変更届	事業場数	—	—	—	—	—
	基数	—	—	—	—	—
休止届	事業場数	—	—	—	—	—
	基数	—	—	—	—	—

（注） 事業場数の計はのべ事業場数である。

⑤ その他の手続きの処理状況（労働安全衛生法第 39 条関係）

手続きの種類	機械の種類	件数
検査証交付	第一種圧力容器	1
検査証書替え	—	—
検査証再交付	—	—

(3) その他の事務処理状況について（労働基準法第 20 条・36 条・41 条，労働安全衛生法 100 条関係）  
ボイラー等に係るもの以外の事務処理状況は，次のとおりである。

① 労働基準法関係

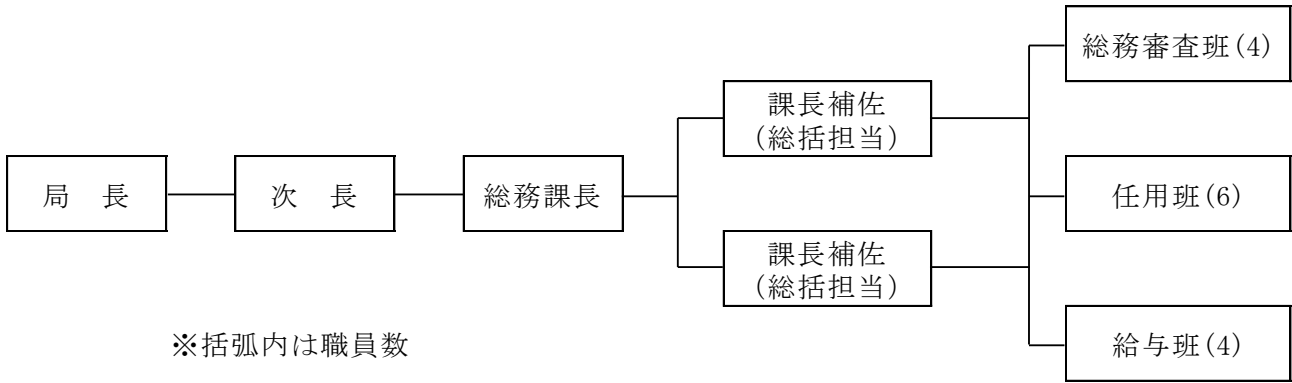
手続きの種類	知事	教育委員会	警察本部	計
解雇予告除外認定	—	1	—	1
時間外・休日労働に関する協定届	22	97	1	120
継続的な宿直又は日直勤務許可	—	4	24	28

② 労働安全衛生法関係

手 続 の 種 類		知事	教育委員会	警察本部	計	
総括安全衛生管理者選任報告		1	—	—	1	
安全管理者選任報告		5	—	—	5	
衛生管理者選任報告		13	82	19	114	
産業医選任報告		21	28	—	49	
健康診断 結果報告	一 般	定 期	1	—	2	3
		特 定 業 務	—	—	2	2
	特 殊	有 機 溶 剤	2	—	2	4
		鉛	—	—	8	8
		特定化学物質	—	—	2	2
		高 気 圧	—	—	2	2
		電 離 放 射 線	2	—	4	6
		指 導 勸 奨	4	—	8	12
ストレスチェック結果等報告		1	—	1	2	
事 故 報 告		—	1	—	1	
労働者死傷病報告		2	—	—	2	



◎ 事務局の組織及び事務分掌（平成 30 年 4 月 1 日現在）



総 務 審 査 班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 人事委員会の会議に関する事。</li> <li>2 事務局職員の任免，給与，分限，懲戒，服務その他の人事及び研修に関する事。</li> <li>3 公印の管理に関する事。</li> <li>4 文書の收受，発送，編さん及び保存に関する事。</li> <li>5 予算，決算その他の会計事務に関する事。</li> <li>6 物品の管理に関する事。</li> <li>7 広報に関する事。</li> <li>8 人事委員会規則等の制定及び改廃に関する事。</li> <li>9 職員の勤務条件に関する措置の要求の審査に関する事。</li> <li>10 職員に対する不利益な処分についての審査請求に関する事。</li> <li>11 公立学校の学校医，学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する審査の請求に関する事。</li> <li>12 職員に対する退職手当の支給制限等の処分についての調査審議に関する事。</li> <li>13 職員団体等の登録等に関する事。</li> <li>14 市町村及び一部事務組合等の公平委員会の受託事務に関する事。</li> <li>15 職員に対する労働基準監督機関の職権行使に関する事。</li> <li>16 職員の勤務時間その他勤務条件に関する事。</li> <li>17 職員の苦情の処理に関する事。</li> <li>18 地方公共団体の長に対する業務の状況の報告に関する事。</li> <li>19 職員の退職管理に関する事。</li> <li>20 他の班の所管に属しない事務に関する事</li> </ol>
任 用 班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 人事行政に関する事項についての企画及び調査に関する事。</li> <li>2 人事記録の管理及び人事に関する統計報告の作成に関する事。</li> <li>3 人事行政の運営に関する任命権者への勧告に関する事。</li> <li>4 職員に関する制度についての研究の成果に関する議会若しくは長又は任命権者への提出に関する事。</li> <li>5 職員に関する条例の制定又は改廃に関する議会及び長に対する意見の申出に関する事。</li> <li>6 職員の競争試験及び選考に関する事。</li> <li>7 職員の人事評価に関する事。</li> <li>8 職員の研修に関する事。</li> </ol>
給 与 班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 職員の給与制度の改善についての調査，研究の成果を議会若しくは長又は任命権者に提出すること。</li> <li>2 職員に関する条例の制定又は改廃について議会及び長に対し意見の申出をすること。</li> <li>3 職員の給料表の適否について議会及び長に対し報告及び勧告を提出すること。</li> <li>4 給与条例等に基づく人事委員会規則の制定，改廃に関する事。</li> <li>5 職員に対する給与の支払の監理に関する事。</li> </ol>